

障害者差別禁止法討議資料集

- 1 . 障害者差別禁止法に関する障害者(児)を守る全大阪連絡協議会の
基本的な立場(第一次案)
... 1
- 2 . 資料1「障害をもつ人の権利保障と差別を禁止する法律(素案)」
通称：障害者市民案
... 14
- 3 . 資料2「障がいを理由とする差別を禁止する法律」
日弁連法案概要
... 30
- 4 . 障害者権利条約政策こんだん会の活動について
... 45

作成 / 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会
連絡先 〒558-0011 大阪市住吉区苅田5-1-22
TEL 06-6697-9005
FAX 06-6697-9059

障害者差別禁止法に関する 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会の基本的な立場 (第一次案)

2010年4月3日 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会

はじめに

障害者(児)を守る全大阪連絡協議会(障連協)では、「障害者差別禁止法についての研究・検討会」を10月1日に発足し、これまで6回の会合を重ね、検討を加えてきた。

障害者差別禁止法は、これまでに、日本弁護士会連合会が「障がいを理由とする差別を禁止する法律(通称:日弁連案)」(2007年3月)として、また、障害者政策研究全国実行委員会「障害者差別禁止法」作業チームが、「障害をもつ人への差別を禁止し、権利を確立する法律(通称:障害者市民案)」(2008年12月)として、それぞれ素案が提示されている。

そこで検討会では、両素案を素材に、「障害者差別禁止法」の必要性とその内容について検討を行うこととし、このたび下記の通り、「障害者差別禁止法に関する障害者(児)を守る全大阪連絡協議会の基本的な立場」を取りまとめた。

1. 障害者差別禁止法への基本的な立場

障害者差別禁止法の必要性について

日本政府が、国連障害者の権利条約を批准し、障害者がおかれてきた差別的な立場を一刻も早く解消するために、障害者差別禁止法を制定することは、極めて重要な課題となっている。

そうした前提のもと、私たちが障害者差別禁止法について考える際には、障害者差別が生み出される根源には日本の社会保障制度の貧しさをはじめ、憲法が保障する諸権利をすべての国民に行き渡させる国家的努力を怠ってきたこと、その中でもとりわけ障害者への対応が不十分なまま放置されてきたことがあることを見なければならない。したがって、差別禁止の名宛人は第一義的には国家等の権力機関とし、社会サービスの整備を怠ることは、障害者の置かれている差別的状況を放置することにつながることを基本としなければならない。

一方、障害者差別禁止法の民・民間、私人間への乱用は、本来よりよき社会の実現に向

けて共同すべき国民の中に、分断をもちこむこととなり、慎重に行われることが求められている。

したがって、各論において規定される障害者差別の定義についても、国家等の権力機関が、施策の整備・充実を怠っていることによって、障害者の人権が損なわれている実態についても明示すべきである。

障害の定義について

障害者差別禁止法における障がいの定義について、障害者市民案では、「（個人の属性）機能障害、能力障害、形態障害、その他一般的とされない心身の特徴や状態、（障壁の存在）前号の属性を有する個人の受け入れを拒む物理的、社会的、制度的障壁の状態、（社会的態度）にかかる属性そのものに対する無知、無理解、偏見」の3点に分けて示している。

このうち の「無知、無理解、偏見」については、障害による差別を生みだす要因たりえる要件ではあるものの、その克服は、科学的知見の普及や教育的な働きかけの課題であり、もっぱら差別禁止法によって規制の対象とすることは、逆に無知、無理解、偏見の根本的な払拭にはつながらず、好ましくないと考える。

障害の定義については、たとえば日弁連案が示すように、「心身の状態が、疾病、変調、傷害その他の事情に伴い、その時々 of 社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、個人が日常生活又は社会生活において制限を受ける状態をいうものとする。過去にかかる状態にあったこと、及び将来かかる状態になる蓋然性があることも、障害に含めるものとする」などとし、差別の禁止については「何人も、障がいを理由としていかなる差別もしてはならない」と定めるほうが、幅広い人々の権利救済につながるものと考えられる。

同様の理由で日弁連案に示されている「差別助長の禁止」としてしめされている「何人も障がいについて正しい理解を持ち、障がいに対する偏見や誤解を誘発したり障害のある人の人権が侵害されることのないようにしなければならない」との規定は削除すべきである。

社会サービスとの関係について

障害者市民案では、障害者差別禁止法と社会サービスとの関係について「あくまで制度適用における異なる取り扱いが許されるのかといった側面からのアプローチであり、国家に対する一定の請求ができるかという問題のそれではない」と、社会サービスの整備に関しては消極的な姿勢を示している。また、そうした立場から、「地域生活」や「教育」等の社会サービスにかかる記述を展開しているため、「障害に基づいて特別支援学校や入所施設・病院等の特定の生活様式での生活を強いること」を差別として禁止の対象にあげている。

ここでは、教育の場である特別支援学校を「特定の生活様式」として、入所施設や病院と同列に置いている問題もさることながら、それ以上に問題なのは、入所施設を唯一の生活の場とせざるを得ない障害者が多数生みだされている日本の障害者福祉施策の貧しさを不問にしつつ、施設入所等の行為だけを取り出して「差別」と断定していることである。

社会サービスの拡充を顧慮せず、地域生活や教育における「異なる扱い」のみに着目すれば、たとえばインクルーシブ教育なども、「場の統合」だけが注目されることになり、教育の質、一人ひとりの力が十分に発揮できる教育的環境の整備などが不問にされる。

居住の自由、婚姻の自由など、憲法典の中の自由権に属する基本的人権を行使しようとする場合、バリアフリー住宅や所得保障、各種社会サービスの利用など、社会権に属する諸権利が十分に保障されなければならないことは言うまでもない。

こうした前提を抜きに、自由権に属する諸権利について、もっぱら私人間に即的に適用しようとする姿勢は、障害者差別の最大の温床である社会サービス整備を十分に実施してこなかった国や自治体の責任を免罪することにつながる。

憲法、国連障害者の権利条約との関係について

日本国憲法は、ゆたかな人権カタログとして、等しくすべての日本国民の諸権利の保障をうたっている。しかし、多くの障害者・障害児は、生きる権利、学ぶ権利、働く権利、政治参加の権利のさまざまな場面で、日本国憲法が保障する諸権利から遠ざけられてきた。国連障害者の権利条約は、障害者・障害児がおかれてきたこうした特別の事情を改善するために提唱され、日本も批准の第一段階ともいえる署名を行ったところである。

障害者差別禁止法は、日本国憲法が保障するさまざまな権利を、障害者・障害児とその家族に保障するためのものであって、障害があるがゆえの「無権利」の状態の改善に実効性を持つものでなくてはならない。

2. 各論について

各論の章だてについて

各論に関する見解を取りまとめるに際し、日弁連案(2007年3月)、障害者市民案(2008年12月)の章建てを参照に、障連協としての基本的な視点を【別表】の通り示す。特に各論においても、公的・社会的サービスの整備・提供に関して、国・自治体等における責任を明確にすることを求める立場を明確にした。

教育に関して

各論のうち、「教育」にかかる記述は、日弁連案、障害者市民案の双方において、インクルーシブ教育を「場の統合」に矮小化する欠点をもっている。そのため、インクルー支部

教育に関する障連協としての基本的な考え方を【補論】として取りまとめ、各論への提案を補うこととした。

実施規定に関して

実施規定は、民・民間に生じた権利侵害に対する救済にとどまらず、第一義的には、社会サービスの整備の遅れなどによって生じた権利侵害の解消に資するものとするのが求められる。そのため、市民案をもとに文言を補足した。

3. 障害者差別禁止法の制定に向けて

障害者差別禁止法の在り方については、現在、障がい者制度改革推進会議で議論されているところである。

私たちはこの議論が、幅広い国民をまきこんで実施されるべきものであり、もっぱら障がい者制度改革推進会議などの内部的な議論だけで、拙速に策定すべきではないと考える。なぜならば、障害者差別の禁止は、まさに国民的な課題であり、その目的の達成のためには、国民多数の合意形成が欠かせないからである。

今もなおつづく「構造改革路線」のもと、競争や自己責任が繰り返し強調されて、国民の生活の中からゆとりや豊かさ、つながりや共同が奪われつつある。こうした社会のひずみが、差別を生みだし助長する温床ともなっていることを直視し、障害者差別禁止法が、障害者差別を障害者と非障害者の関係性の中に矮小化せず、国民だれもが暮らしやすい社会づくりへと踏み出すための、共同のよりどころとして活用されることを願うものである。

【別表】各論における主な論点

分野	法規定にかかる基本的な考え方・視点	盛り込むべき事項等	理由
公的・社会的サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会権と自由権を二元論的にとらえるのではなく、たとえば憲法上自由権に分類される移動の自由や、住居の自由、婚姻の自由などについても、障害がある人の場合、社会権的な各種保障制度が不備であることによって権利が損なわれることから、双方の整備を総合的に求めることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・自治体における社会サービスの提供責任（社会権保障）を明確に位置付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利保障・差別禁止を具体化する上で、社会保障・社会福祉制度が質・量ともに十分な水準で整備されていることが不可欠。
居住の場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単身生活、GHC H、入所施設（現行の人権侵害といえる環境を抜本的に改善することを前提）など、多様な居住の場の選択の保障とそこでの人間らしい「暮らし」を保障することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・自治体における障害のある人のための多様な形態の居住の場の整備とそこでの暮らしの水準に対する公的責任を明らかに。 ・ 入所施設については、現在の処遇水準を抜本的に改善し、障害のある人の「居住の場」たりうるものに改善した上で、住居の選択肢のひとつとして位置付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居選択の自由が保障されても、障害のある人への配慮や支援がなければ人間らしい豊かな生活は実現しない。これら生存権の具体化は公的責任を基本とするもの。 ・ 市民案第1章地域生活「4．差別の定義」で入所施設等の特定の生活様式での生活を強いることを差別と規定。この記載は、入所施設存在を「差別」と拡大解釈する可能性が高い。
医療・リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民一般に保障されている医療水準を障害を理由に保障されない状況をなくす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人への医療提供のための条件整備に対する国・自治体の責任を明確にす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療制度が自己責任ではなく公的責任であることを位置付け、その上で

	<p>こと。 社会的入院の解消や精神科医療の差別的水準(病棟の看護師配置基準など)を改善すること。</p>	<p>る。 ・また、インフォームドコンセントについては、障害に充分配慮した説明・合意形成を確保することはもちろんだが、それらは医療提供側の努力と併せて、行政の責任において実効性のある手立てを確保する必要。 ・精神障害の社会的入院についても、人権侵害として明確に位置付け、差別解消と地域移行への国の責任を明記する。</p>	<p>障害ゆえに必要な支援をきめ細かく提供する必要。そのためには公的責任が欠かせない。 ・医療機関においては障害のある人への対応に慣れていない場合も多く、自主的な研修等の実施も必要であるが、仕組みとして障害のある人の診療を行える条件整備を進めなければ状況は改善されない。</p>
民・民契約	<p>・障害者が、例えば不動産契約における契約拒否など、民・民契約における差別の具体的事象について取り上げる。 ・民・民契約を適切に成立させるための、成年後見制度の整備を図る。</p>	<p>・契約内容を障害者が理解できるよう適切なコミュニケーション手段を用い、十分な説明や了解をもっておこなわれる必要がある。 ・一方の当事者による障害者への配慮措置の必要性。またその際は、著しい困難又は出費、過度の負担をかけることがないよう状況を考慮することを盛り込む。 ・民・民契約を公正に成立させていくための成年後見制度の拡充と利用支援制度を確立する。</p>	<p>・障害があることで契約時にさまざまな不利が生じないようにする。 ・障害者が契約当事者となれない場合には、合理的な理由を要する。</p>
労働・所得保障	<p>・障害を持つ人の所得保障について生活しうるものにしてゆく必要がある。そのため最低賃金減額特例許可については、企業に対して減額許可するのであれば減額した分の補てんは国が行うべき。最低賃金を保障するのは</p>	<p>権利条約の「労働の権利」として「障害のある人が自由に選択し又は引き受けた労働を通じて生計を立てる機会についての権利を有し、その権利を促進するための適正な措置をとる。」という部分を盛り込む。</p>	<p>法規定にかかる基本的な考え方・視点を盛り込むために、「生計を立てる機会についての権利」という文言が必要</p>

	<p>国の責務ではないか。減額を許可するだけでは差別に当たるのではないか。能力に応じた賃金補填を行い、社会支援雇用のシステムを実現してゆく必要がある。</p> <p>・雇用率について 「国及び自治体は、障害のある人を雇用すること。」と権利条約に謳われているように、まず国、自治体の雇用が最優先して行われるべき。また企業の障害者雇用に積極的にとりくまない企業に対して、モニタリング機関の指導権限をどのようにもたせるのか。</p> <p>・職業リハビリテーションについて 専門リハビリテーション、職業維持並びに職場復帰についてはさらに拡充が必要。 * 職業訓練には訓練手当が保障され、生計を維持しつつ安心して訓練が受けられるが、その機会は非常に少ない。また就労移行事業との矛盾も大きい。</p>	<p>市民案に“賃金”を加える。日弁連案にはある。市民案では意図的に削除されているのではないか。「事業者による労働者の募集、採用、賃金、解雇、その他のあらゆる労働条件における障害に基づく拒否、制限、条件の付加、その他不利益な取り扱いまたは変更。」の部分。</p> <p>・権利条約にある、「また障害のある人の職業リハビリテーション及び専門リハビリテーション、職業維持並びに職場復帰の計画を促進すること。」という部分は市民案、日弁連案にはなく盛り込む必要がある。</p>	<p>障害者だけが、最低賃金減額特例があるのこととの矛盾を作りだす必要がある。</p> <p>・特に障害に配慮した専門の職業リハビリテーションの機会は非常に少ない。一般の職業リハビリテーションからの排除も差別に当たるが、障害に配慮された職業リハビリテーションの機会の保障すべき。</p>
--	---	--	---

<p>コミュニケーション・情報保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権利条約では、手話を言語として明確に位置づけられた。合わせて、聴覚障害以外の様々な障害がある人たちが、主体的に意見を表明することのできる手法も保障していくことが求められる。 ・本人の気持ち、相手の気持ちが尊重して伝わること。 ・発信されている情報、発信したい情報が主体的に保障されること 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体の合理的配慮義務として、市民案でもあるように、障がいのある人の特性を考慮した情報通信システム及び器具の研究、開発及び普及に必要な支援を行うこと。 日弁連案でも明記している「障がいのある人の情報にアクセスする権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮」を行うことを盛り込む ・障害者権利条約第21条でも明記されている様々な種類の障害に対応した利用可能な様式及び技術により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること合理的配慮として位置づける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・触手話、手書き文字などの触覚コミュニケーションや絵文字、失語症メイトなど、様々な種類の障害のある人への保障が重要
<p>教育 (実森さん)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な最大限の発達、あらゆる段階における障害者を包容する教育制度、地域社会における質が高くかつ無償の教育の機会、支援の確保が行われるべきである。「インクルーシブな教育制度」を「場」の問題に矮小化してはならない。「教育機関」に教育に携わる「個人」を含め、「個人」にも合理的配慮義務を負わせるなど大きな問題を抱えている。 ・障害のある者の「学習する権利」発達する権利」があり、「人 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の特別なケアへの権利が保障されること、即ち子ども一人ひとりに必要なサポートを付けるサポート付き教育（supported education）を保障すること。適切なカリキュラムの準備、質の高い教材、継続的な教員研修、補助教員の提供など適切な支援サービスが提供されなければならない。 ・特別なケアを保障するための教育の専門性を高めるために、教員養成・研修・教員免許など、教員の専門性を高める施策、教育環 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害、聴覚障害を持つ子どもたちの記述は行われているが、同年齢の子どもたちが履修する教育課程とは違う教育課程で学習を行っている知的障害、知的障害と肢体障害を併せ持つ障害児、また、精神障害、発達障害などについては触れられていない。 ・著しく困難な発達疎外状況を抱えた子どもたちが量的にも増大して深刻な発達疎外状況を抱えて不登校・引きこもり状態になっ

	<p>格、能力の最大限の発達」が目指されるべきである。そのための「合理的な配慮」の提供が求められる。特別な援助を必要とする子どもを、サポートを付けずに通常教育に教育措置するのは、ダンピング(dumping・投げ捨ての放置の統合)である。</p> <p>・視覚・聴覚・知的・肢体・病弱・精神障害・発達障害……など特別な教育指導と支援の必要な障害児にとどまらず、不登校児、被虐待児、学業不振児、要日本語指導児、引きこもり青年、フリーターやニートと呼ばれる青年、自殺傾向の青年など、社会の主流から外れたり取り残されがちな子ども・青年も対象となる。</p>	<p>境整備の充実を図らなければならない。</p> <p>・さまざまなハンディキャップを持っている子どもたち、また、医療的ケアを必要とする子どもたちの通学・教育保障を進めるために、福祉、医療、専門機関との連携を図ること。</p>	<p>ている子どもたちは、「一番援助を必要としている子ども」でありながら、もっとも支援の手が差し伸べられていない子どもたちである。</p>
<p>司法・参政権</p>	<p>司法・参政権</p>	<p>・政治的権利を保障し、他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障する</p> <p>・すべての司法関係手続において、他の者と平等に認められた権利を有し、その機会を保障する</p>	<p>・その人の障害の状況に応じて、投票の手続や設備及び資料の工夫をすること</p> <p>・その人の障害の程度や状況に合わせて投票できる環境や条件等を整備すること</p> <p>・支援機器の開発・設置に対して、国及び地方自治体が配慮を行うこと</p> <p>・被後見人であっても、選挙権を剥奪することなく、その人の自由な意思を表明できるような配</p>

			<p>慮を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような障害を持っていても、その人のコミュニケーション手段を用いて、自由に政治活動への参加が出来るように配慮すること ・すべての障害者に裁判の享受や傍聴への配慮を行うこと
実施規定	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に基づく差別の禁止及び救済を促進し、制度上の不備や行政決定等にたいして、権利擁護の観点からの苦情等を処理するため、独立行政的な機関等を設置し、その解決を図るための規定を設ける。 ・苦情を受け取り、その真偽を吟味、個人・行政が間違っているのか、それとも問題なしなのかを判定する。 ・問題解決に当たっては、基本的に提案・調整を基本とする。 ・非常に深刻な差別及び虐待等の行為のある場合には、別法に従って、その解決・救済を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民案を基本として、以下の位置づけを付加する。 <ul style="list-style-type: none"> 権利委員会の所掌事務に関して ・行政の処分・決定に関して、明らかに障害に基づく差別的事由があるとの苦情、抗告に関する事項 ・制度上の障害による差別を助長するとの苦情、抗告に関する事項 職務遂行上の権限 ・権利委員会は、情報へのアクセスについては、あらゆる官庁の文書に書面でも口頭でもその公開を要求する権利がある。いかなる文書も必要な情報であれば、閲覧することが出来、また自らの発案でもこうした調査活動を遂行することができる。 「障害者権利用語センター」と「障害者虐待防止センター」の役割分担と連携を明確にする。 	<p>については、制度オンブズマンとしての機能を付加することで、社会権の保障の促進を図る必要があるため。</p> <p>については、独立機関としての権限を明確化する必要があるため。</p> <p>については、差別禁止と、緊急救済の必要がある、虐待事象に関して、対応責任を明確にするため。</p>

【補論】 障害児教育の規定をめぐって

各論のうち、「教育」にかかる記述は、日弁連案、障害者市民案の双方において、インクルーシブ教育を「場の統合」に矮小化する欠点をもっている。また、「教育機関」に教育に携わる「個人」を含め、「個人」にも合理的配慮義務を負わせるなど大きな問題を抱えている。

さて、国連障害者の権利条約は、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること、障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること、障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的とし、あらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保するとしている。そして、締約国は、この権利の実現に当たり、次のことを確保する。即ち 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと、障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること、障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保することとしている。

1. 障害者権利条約に照らして守られるべき権利とインクルージョン

可能な最大限度の発達、あらゆる段階における障害者を包容する教育制度、地域社会における質が高くかつ無償の教育の機会、支援の確保が行われるべきである。「インクルーシブな教育制度」を「場」の問題に矮小化してはならない。

障害のある者の「学習する権利」「発達する権利」があり、「人格、能力の最大限の発達」が目指されるべきであることや、そのための「合理的な配慮」の提供が求められているのである。インクルージョンについての最大の誤解は、障害児を含む特別な教育的ニーズを必要とする子どもを、ことごとく通常教育に必要な手立てを講じないで教育措置することという理解である。インクルージョンは、障害児の特別なケアへの権利を保障することを前提とし、子ども一人ひとりに必要なサポートを付けるサポート付き教育（supported education）である。国際的には、特別な援助を必要とする子どもを、サポートを付けずに通常教育に教育措置するのは、ダンピング（dumping・投げ捨てるの放置の統合）と呼ばれ厳しく批判されている。投げ捨て放置の統合（ダンピング）ではなく、適切なカリキュラム

の準備、質の高い教材、継続的な教員研修、補助教員の提供など適切な支援サービスを前提としている。特別学校の存在を全面否定することがインクルージョンではない。サラマンカで採択された行動大綱は、「特別学校あるいはインクルーシブ学校内のユニット（特別学級）は、通常学級や通常学校の中で適切なサービスの提供ができないような障害を有する比較的少数の子どもに対して、最適な教育を提供し続ける」と述べている。また、行動大綱は「特別な教育的ニーズを有する子ども」に対する「効果的な教育を確保するために必要な特別な援助」を含めて、インクルージョン学校で行われるように通常教育が改革されなければならないと主張している。インクルージョン学校の主張は通常学校の改革論である。

2. 障害を持つ子どもたち、支援を要する子どもたちの置かれている状況 - 全ての子どもたちに教育の保障を、発達の保障を -

日弁連案、障害者市民案の双方において、視覚障害、聴覚障害を持つ子どもたちの記述は行われているが、同年齢の子どもたちが履修する教育課程とは違う教育課程で学習を行っている知的障害、知的障害と肢体障害を併せ持つ障害児、また、精神障害、発達障害などについては触れられていない。高校において、障害生徒に対して加配教員は付いているが、知的障害を持つ子が数学、英語、国語、社会、物理の授業に、合理的配慮は何ら行われずに参加している。板書をノートに写すことを行うものの、ノートに写すスピードが遅いため、先に黒板に書かれたものが消されることもあり、つながりのないノートの記載となっている。

大阪市内の小中学生で病気や登校拒否が理由で長期欠席になっている子どもたちは 4500 名を超え、教育保障が十分に（中には殆ど行われていない）状況がある。登校拒否児童生徒、全国で約 13 万人と言われている。

子どもたちを取り巻く発達環境の著しい悪化に伴い、通常の学校では自立支援が著しく困難な発達疎外状況を抱えた子どもたちが量的にも増大して深刻な発達疎外状況を抱えて不登校・引きこもり状態になっている子どもたちは、「一番援助を必要としている子ども」でありながら、もっとも支援の手が差し伸べられていない子どもたちである。そして、子どもたちの生活の一部にしか関われない通常の学校教育の力では、そのような子どもたちの発達疎外状況を克服する取り組みは事実上不可能であり、24 時間の生活全体を教育的に組織していくことを通じて、その発達疎外状況の克服と自立支援の取り組みを進めていくことがまさしく求められているのである。

障害児学校においては、児童生徒 1 人当たり校地面積・校舎面積は格段に狭く、過大の上に過密も極まっている。スクールバスが足りず、さらに知的障害特別支援学校の通学区域が広く・大都市特有の交通渋滞のために片道 70 分、80 分を超えるようなスクールバスの長時間乗車を

強いられている子どもたちがいる。普通教室の慢性的不足、トイレが足りない、運動場が狭い、特別教室の多くを普通教室に転用している・特別教室が足りないなど通常の学校ではあり得ないことが、当然のようにまかり通っている。

資料1 「障害をもつ人の権利保障と差別を禁止する法律（素案）」

（通称：障害者市民案）

「障害者政策研究全国実行委員会」（政策研）（担当：政策研「障害者差別禁止法」作業チーム）
2008年6月10日

第1編 総則

第1章 目的

この法律は、障害に基づく差別の具体的内容を明らかにして、障害に基づくあらゆる差別を禁止するとともに、差別を受けた人が適正かつ迅速な救済を受けるための措置を講じることで、障害をもつ人のあらゆる分野における自立と完全参加を保障し、権利の確立を図ることを目的とする。

第2章 定義

1、障害

「障害」とは、社会的環境が、個人の疾病、変調、事故、その他に伴う心身の特徴を受け入れないことにより、個人が日常生活又は社会生活が継続的又は断続的に制限を受ける状態をいうものとする。

2、障害に基づく差別

「差別」とは各則の各章で規定するほか、次のいずれかをいう。

〔直接差別〕障害に基づいて制限・排除・分離・拒否等により不利益となる異なる取り扱いを行うこと。

〔間接差別〕形式的には障害に関係しない中立的な規定や基準の適用、あるいは取り扱いが障害をもつ人に不利な結果を招き、又は結果を招く恐れがある行為をおこなうこと。

〔合理的配慮の欠如〕合理的配慮を行わないこと

3、合理的配慮

障害をもつ人が、障害をもたない人と平等に人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するため、障害をもつ人の性別や障害の種別や程度などの特性等を考慮した必要かつ適切な設備・道具・サービス等における変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものである。

4、積極的差別是正措置

「積極的差別是正措置」とは、障害をもつ人の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な積極的措置をいう。

5、言語

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

6、コミュニケーション手段

「コミュニケーション手段」とは、音声言語、手話、要約筆記、指文字、触手話、指点字、手書き文字、拡大文字、音声サービス、文字情報サービス、写真・図画、ひらがな及び平易な表現による表記、理解を容易にするための支援者の使用、その他の情報伝達の様式・手段・方法をいう。

7、利用施設

「利用施設」とは、建築物、道路、歩道、路外駐車場、公園施設、その他公共のために使用する、若しくは一般の利用に供する構築物及びこれらに付属する出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、敷地境界との出入り口を含む。

8、移動施設等

「移動施設等」とは、鉄軌道、バス、タクシー、航空機、船舶、およびこれらの運行に必要な旅客施設及び車両、これらの間の経路を構成する道路、歩道、駅前広場、通路その他の施設及びこれらに付属する出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、敷地境界との出入り口を含む。

9、施設利用

「施設利用」とは、利用施設を利用すること、または移動施設等を使用して移動すること

10、教育機関

「教育機関」とは、国、自治体及び学校法人その他の教育にかかわる団体及び個人をいう。

11、労働

「労働」とは、企業との契約を通じた一般雇用に加えて、地域において障害をもつ人がその人に応じた労働によって財・サービスをつくりだし、対価を得る代替雇用を含む。

12、労働条件調整事項

「労働条件調整事項」とは、施設の改造、障害をもつ人が担当する任務の一部の他者への割当て、現存する欠員を補充するための異動、勤務時間の変更、他の職場への変更、リハビリテーション又は医療的手当のため勤務時間内に離脱すること、職能技術を習得する機会の提供又はこれについての配慮、備品・設備の取得又は改造、指導マニュアル又は参考資料の変更、試験又は評価過程の改善、朗読者、手話・要約筆記・指文字その他の方法による通訳者等の援助者の配置、ジョブコーチ等の援助者の配置、指導・監督の充実、その他の配慮

13、司法機関

「司法機関」とは、裁判所、裁判外紛争解決手続に基づく公的機関、検察庁、検察審査会、保護観察所、警察、刑事施設、少年院、少年鑑別所、弁護士会若しくは司法書士会をいう。

14、司法関係者

「司法関係者」とは、裁判官、検察官、警察官、検察審査会審査委員、検察審査会職員、保護観察所職員、法務事務官、刑事施設職員、少年院職員、少年鑑別所職員、弁護士、弁護士会の職員、司法書士、司法書士会の職員、または裁判外紛争解決手続に基づく当該公的機関に所属する担当官をいう。

第3章 差別の禁止

1、何人も障害に基づくいかなる差別も受けない。

2、国、自治体、市民、事業体、その他の団体は、障害に基づく差別をしてはならない。

3、差別に関する推定等

差別の原因が複数あり、その主たる原因が障害であると認められる場合、この行為は、この法律における障害に基づく差別と推定する。

過去の障害の経歴、将来発生しうる障害、または、障害がないにもかかわらず障害をもつとみなされることによって差別を受ける場合も、この法律における障害に基づく差別とみなす。

間接差別においては、相手方が、当該規定、基準、あるいは取り扱いが、その目的の達成手段として適切かつ必要不可欠である旨を立証した場合には、差別とみなされない。

合理的配慮の欠如においては、不釣り合いな又は過重な負担をとまなうものであることを立証した場合には、差別とみなされない。

積極的差別是正措置は、差別とはみなされない。

第4章 国及び自治体の責務

1、国及び自治体は、障害に基づく差別を防止し、差別を受けた場合の救済を図るとともに、障害をもつ人の自立及び完全参加と平等の実現並びにその権利を確立するための施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2、国及び自治体は、合理的配慮が供与されるよう必要な技術的・行政的・財政的支援をしなければならない。

3、前二項の責務を果たすための措置には、各章で定めるほか、以下の事項も含むものとする。

・差別の実態の調査

・差別の原因を解消するための積極的差別是正措置

・差別及び差別助長の防止のための人権啓発活動

・欠格条項及び差別的条項の撤廃

・障害関連法の遵守を国又は自治体との契約の資格要件とし、国又は自治体からの財政援助の受給要件とすること

第2編 各則

第1章 地域生活

1、地域における自立した生活を営む権利

何人も、障害に基づくいかなる差別を受けることなく、障害をもたない人と平等に、地域において自立した生活を営み、あらゆる社会的活動に参加する権利を有する。

すべての障害をもつ人は、前項の地域生活の権利を確保するための支援サービスを受ける権利を有する。

2、選択の権利

すべての障害をもつ人は、自立した生活を営む権利の享有に当たっては、あらゆる生活の形態を選択する機会が保障される。

前項の支援サービスは、選択に基づく機会の均等を保障するものでなければならず、かつ、障害の種類、程度による選択肢の制限を設けるものであってはならない。

3、差別の禁止

何人も、本章以下の章に規定される分野における差別のほか、自立した生活を営むうえで障害に基づくあらゆる差別を受けない。

4、差別の定義

地域生活における差別とは、本章以下の章に規定される差別のほか、特に以下の事項を含む。

障害に基づいて、特別支援学校や入所施設等の特定の生活様式での生活を強いること。

障害の種類、程度に基づいて、地域生活のための支援サービスの提供を拒否し、若しくは選択を制限し、または条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

5、国及び自治体の責務

国及び自治体は、地域における統合された環境において生活を送るための移行策の策定及びそのための基盤整備に取り組まなければならない。

第2章 利用及び移動に関するアクセス

1、利用及び移動に関するアクセスの権利

何人も、障害に基づくいかなる差別を受けることなく、利用施設を円滑に利用する権利、及び移動施設等を円滑に使用して移動する権利を有する。

2、差別の定義

利用及び移動に関するアクセスにおける差別とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

利用施設または移動施設等の所有者または管理者が、障害に基づいて、下記に掲げる項目に関して拒否し、若しくは分離し、あるいは制限し、または適切な維持管理を行わないこと、その他不利益な取扱いを行うこと。

ア) 施設利用そのもの。

イ) 施設利用にかかる必要かつ速やかな情報の伝達。

ウ) 施設利用にかかる事業者及び従事者等による接遇。

エ) 施設利用にかかる費用(料金)、利用時間またはその方法、移動時間または方法並びに経路、車いすや補助具等の使用。

に掲げる事項において、形式的には障害に関係しない中立的な規定や基準の適用、あるいは取り扱いが障害をもつ人に不利な結果を招くこと、または結果を招くおそれがあること。

3の合理的配慮義務に違反すること。

3、合理的配慮義務

利用施設または移動施設等の所有者または管理者は、障害のある人が、円滑な施設利用を確保するために必要な変更や調整、及びその維持管理を行う義務を有する。

この義務には、物理的な変更や調整のみならず、速やかな情報の提供、人的支援も含むものとする。

4、差別の推定

利用施設または移動施設等の所有者または管理者が、施設利用において、障害をもつ人を、もたない人と比較して不利益に扱ったときは、当該行為は障害に基づいて行われたものと推定するものとする。

5に定める最低整備基準に違反する場合には、本章の差別であるとみなす。ただし、最低整備基準に合致することをもって、差別ではないという抗弁は成立しない。

5、国及び自治体の責務

国及び自治体は、障害をもつ人の施設利用の円滑化を確保するため、利用施設及び移動施設等の物理的構造、情報の提供、人的支援に関する最低整備基準（以下「施設利用等円滑化基準」という）を設けるとともに、利用施設および移動施設等の一体的な整備を図るための実施計画と実施体制を講じなければならない。

既存の利用施設及び移動施設等の施設利用等円滑化基準適合義務については、最長10年を超えない限度で、その規模、費用等を斟酌して猶予期間を設定することができる。必要な場合には、国または自治体は技術的、財政的援助を行うものとする。

前号の施設利用等円滑化基準は、「障害をもつ人の権利委員会」（第3編第1章）の求める水準を下まわるものであってはならない。

ないし の基準は、いかなる都市、地域においても、1の権利を充たすものでなければならない。

の基準・計画の策定、実施体制において、障害をもつ人の参画が保障されなければならない。

利用施設または移動施設等の所有者または管理者は、国及び自治体の策定する実施計画及び実施体制に協力するとともに、既存の構造物については、施設利用等円滑化基準適合計画に従って策定するとともに、その認可を受けなければならない。また、その職員等の理解、知識及び接遇技術の向上に務めなければならない。

上記、 から のような措置をもってしても移動施設等を利用して移動することが困難な者に対しては、地域の事情や個人の状況に合わせた個別対応の考え方を公共交通の枠組みの中に構築する必要があり、国及び自治体は、移動の権利を担保するために連携、協力してその速やかな実現に努めなければならない。

第3章 意思疎通・情報伝達

1、意思疎通・情報伝達における権利

何人も、障害に基づくいかなる差別も受けることなく、自らが選択するコミュニケーション手段を使用する権利を有し、これにより、あらゆる種類の情報の提供を受け、これを利用し、また意思疎通・情報伝達を行う権利を有し、その機会を保障されるものとする。

2、意思疎通・情報伝達における差別

意思疎通・情報伝達に関するアクセスにおける差別とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

意思疎通・情報伝達の相手方が、障害に基づいて意思疎通・情報伝達を拒否し、若しくは制限し、または条件を付加し、その他不利益な取り扱いをすること。

障害をもつ人が選択したコミュニケーション手段を用いることを、正当な理由なく、拒否し、若しくは制限し、またはこれに条件を課すこと。

障害をもつ人が選択したコミュニケーション手段に必要である支援者に対し、正当な理由なく、同行を拒否し、若しくは活動を制限し、または妨害し、その他不利益な取り扱いをすること。

ないし に掲げる事項において、形式的には障害に関係しない中立的な規定や基準の適用、あるいは取り扱いが障害をもつ人に不利な結果を招くこと、又は結果を招く恐れがあること。

3の合理的配慮義務に違反すること。

3、合理的配慮義務

特定の者間で意思疎通・情報伝達する場合の相手方は、障害をもつ人が選択したコミュニケーション手段を用いて意思疎通・情報伝達するために必要な変更や調整を行う義務を有する。

不特定の者に情報を伝達する者は、障害をもつ人に情報伝達するために必要な変更や調整を行う義務を有する。

国、自治体、または政党が の相手方、または の情報の提供者である場合、不釣合いな又は過重な負担をとともなう場合であっても、合理的配慮の義務は免れない。

4、国及び自治体の責務

国及び自治体は、障害を持つ人の意思疎通・情報伝達における権利を確保するため、下記に掲げる必要な措置を講じなければならない。ここにおいて、国及び自治体から免許を受けた放送事業者は、その地位に基づいて国及び自治体に準じた責任を負う。

情報が不特定の者に提供される場合、障害をもつ人が自ら選択するコミュニケーション手段を

使用してその情報を受領するために必要な字幕、手話通訳、映像解説等の手段方法、情報伝達機器等の仕様に関して、最低整備基準（以下「情報等円滑化基準」という）を策定しなければならない。

既存の情報提供の手段方法、または情報伝達機器の使用に関する情報円滑化基準適合義務については、最長5年を超えない限度で、その規模、費用等を斟酌して猶予期間を設定することができる。必要な場合には、国または自治体は技術的、財政的援助を行うものとする。

前号の施設利用等円滑化基準は、「障害をもつ人の権利委員会」（第3編第1章）の求める水準を下まわるものであってはならない。

障害をもつ人が自らの選択したコミュニケーション手段若しくは、そのための情報伝達機器を、付加的な金銭負担なく利用できる施策を講じなければならない。

多数の人が参加する行事において、障害をもつ人の意思疎通・情報伝達の円滑化のために必要な支援を提供しなければならない。

障害をもつ人の特性を考慮した情報通信システム及び器具の研究、開発及び普及に必要な支援を行うこと。

第4章 サービス

1、サービスの提供を受ける権利

何人も、障害に基づくいかなる差別を受けることなく、不特定または多数の者にサービスを提供する法人その他の団体、個人（「サービス提供者」という。）から、商品、施設、便益その他のサービス（以下「サービス」という。）の提供を受ける権利を有し、その機会を保障される。

2、差別の定義

サービスに関する差別とは、次に掲げるものをいうものとする。

サービス提供者が、障害に基づいて、サービスの提供を拒否若しくは制限し、又はサービスの提供について不利益な取扱いを行うこと。

に掲げる事項において、形式的には障害に関係しない中立的な規定や基準の適用、あるいは取り扱いが障害をもつ人に不利な結果を招くこと、又は結果を招く恐れがあること。

3の合理的配慮義務に違反すること。

3、合理的配慮義務

サービス提供者は、次に掲げる行為を行う義務を負う。

サービスを提供するにあたり、障害をもつ人がサービスを利用することを容易にするため、適切なコミュニケーション手段を使用すること。

障害をもつ人がサービスの内容を理解するために必要とする補助者の付添いを承諾すること。

サービスを提供するにあたり、障害をもつ人がサービスを利用することを容易にするための補助機器及び人的援助を提供すること。

サービスの提供に関する運用、方針又は手続が障害をもつ人に対して相当の不利益を及ぼしている場合において、その不利益を除去するための施策を講じること。

その他、障害をもつ人のサービスを受ける権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行うこと。

4、差別の推定

サービス提供者が、サービスの提供に関し、障害をもつ人をもたない人と比較して不利益に取り扱ったときは、当該行為は障害に基づいて差別が行われたものと推定するものとする。

第5章 不動産

1、不動産を取得し、居住し、利用する権利

何人も、障害に基づいて、いかなる差別を受けることなく、不動産を取得し、居住し、利用する権利を有し、その機会を保障されるものとする。

2、差別の定義

不動産の取得、居住、利用における差別とは、次に掲げるものをいうものとする。

不動産の売買、交換又は貸借の権限を有する者、またはその代理人、司法書士等を行う者が、障害に基づいて、不動産の売買、交換又は貸借につき、契約締結を拒否若しくは制限し、又は契

約締結について不利益な取扱いを行うこと。

不動産を管理する者が、障害に基づいて、不動産の居住、利用又はこれらに付随するサービスについて不利益な取扱いを行うこと。

、 に掲げる事項において、形式的には障害に関係しない中立的な規定や基準の適用、あるいは取扱いが障害をもつ人に不利な結果を招くこと、又は結果を招く恐れがあること。

3の合理的配慮義務に違反すること。

3、合理的配慮義務

2の に規定する者は、不動産の売買等に関する契約を締結するにあたり、障害をもつ人が契約内容を理解することに資するため、適切なコミュニケーション手段を使用する義務を負う。

2の に規定する者は、当該不動産の構造又は設備が障害をもつ人に対して相当の不利益を及ぼしている場合において、その不利益を除去するために必要な限度で、当該不動産の改造を行うことを承諾する義務を負う。

2に規定する者は、 の他、障害をもつ人の不動産を取得及び利用する権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行う義務を負う。

5、差別の推定

2に規定する者が、不動産の取得又は居住、利用に関し、障害をもつ人をもたない人と比較して不利益に扱ったときは、当該行為は障害に基づいて差別が行われたものと推定するものとする。

第6章 教育

1、教育を受ける権利

何人も、障害に基づいて、いかなる差別を受けることなく、教育を受ける権利を有し、機会を保障される。

障害をもつ人は、あらゆる年齢段階で、自己の住む地域社会の普通教育課程（普通学級及びカリキュラムを含む）で、同一世代の者たちと共に就学する権利を有する。

障害をもつ人は、自己の選択するコミュニケーション手段及び自己の選択した手段に堪能な教師による教育を受ける権利を有する。

聴覚に障害をもつ人は、手話集団の中で手話を習得し、教育を受ける権利を有する。

障害をもつ人は、就学前教育・保育、放課後の学童保育、地域社会における社会教育、就学後の職業教育及びその他の生涯教育を受ける権利を有する。

2、教育における差別の定義

教育における差別とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

教育機関が、障害に基づいて、教育の機会を剥奪もしくは制限し、又は教育の機会について不利益な取扱いを行うこと。

教育機関が、障害に基づいて、自己の住む地域社会の普通教育課程（普通学級及びカリキュラムを含む）から排除すること。

教育機関が、障害に基づいて、保護者等に付き添いその他の付加的な条件を課すこと。

ないし に掲げる事項において、形式的には障害に関係しない中立的な規定や基準の適用、あるいは取扱いが障害をもつ人に不利な結果を招くこと、又は結果を招く恐れがあること。

3の合理的配慮義務に違反すること。

3、合理的配慮義務

教育機関は、障害をもつ人に対して、教育を受ける権利を確保するために必要な変更や調整を行う義務を有する。

における合理的配慮義務の内容は、下記の点に関して障害のある人、保護者、若しくは代理人と教育機関との協議により決定される。

協議が整わない場合は、「障害をもつ人の権利委員会」（第4編第1章）に申出るものとする。

ア、利用可能な物理的環境の整備

イ、適切なコミュニケーション手段を用いた教育

ウ、必要な人員の配備

エ、利用可能な形態の教科書、教材の使用

オ、適切な手段方法による授業

カ、教育評価、試験の基準の変更

キ、学級人数の調整

ク、食事、身体介助

ケ、その他、教育を受ける権利の保障のために必要な変更及び調整

4、差別の推定

教育機関が、障害をもつ人を障害をもたない人と比較して不利益に取り扱ったときは、当該行為を障害に基づく差別が行われたものと推定するものとする。

ただし、障害をもつ人及びその保護者が、普通教育課程で十分な合理的配慮及び必要な支援を提供しても教育目標に達成できないと判断し、教育機関に申し出、普通教育課程から離脱をした場合には、差別とはみなされない。

5、国及び自治体の責務

入学及び在学中において、障害をもつ人に対する合理的配慮及び必要な支援の決定又は変更にあたり、障害をもつ人に対し適切なコミュニケーション手段を用いて説明を行い、合意形成をはからなければならない

教育場面において障害に対する無理解または障害をもつ人に対するいじめが存在する場合には、これを是正するための対策を講じなければならない。

その他、障害をもつ人が教育に完全に参加し、教育を受ける権利を実質的に保障するために必要な支援を行わなければならない。

第7章 労働

1、労働の権利

何人も、障害に基づいて、いかなる差別を受けることなく、労働する権利を有し、その機会を保障される。

2、労働における差別

労働における差別とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

事業者による労働者の募集、採用、解雇、その他のあらゆる労働条件における障害に基づいて拒否、制限、条件の付加、その他不利益な取り扱いまたは変更。

障害に基づく差別であるとして裁判上又は裁判外の救済手続を申し立てたこと及びこれに協力したことに基づいて、事業者が行う解雇その他の不利益な取り扱い。

に掲げる事項において、形式的には障害に関係しない中立的な規定や基準の適用、あるいは取り扱いが障害をもつ人に不利な結果を招くこと、又は結果を招く恐れがあること。

3の合理的配慮義務に違反すること。

3、合理的配慮義務

事業者は、障害をもつ人の労働する権利が確保されるために必要な下記の事項を含む変更や調整を行う義務を有する。

募集、採用、労働契約の締結又は変更、職務の遂行にあたり、障害をもつ人がその内容を理解し、意思疎通・情報伝達することを容易にするため、障害のある人が選択したコミュニケーション手段を用意すること。

労働条件、就業環境、労働時間が障害をもつ人に対して不利益を及ぼしている場合において、その不利益を除去するために必要な変更や調整を行うこと。

その他、労働条件調整事項につき、障害をもつ人の労働する権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行うこと。

5、国及び自治体の責務

国及び自治体は、適切な政策及び措置を通じて、公的部門及び民間部門における障害をもつ人の雇用を促進すること。これらの政策及び措置には、積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めること。

国及び自治体は、障害をもつ人が、障害をもたない人向けの技術指導及び職業指導に関する計画、職業紹介サービス並びに継続的な職業訓練サービスを効果的に利用することを可能にすること。

国及び自治体は、障害をもつ人が差別を受けることなく労働できるようにするため、物理的障

壁等の除去、労働用具の開発、通訳者及びジョブコーチ等の育成及び派遣制度の拡充、情報提供・相談のための制度拡充等の責務を有する。

国及び自治体は、事業者が合理的配慮を行うことができるための適切な支援措置をとること。

6、事業者の責務

事業者は、次の事項について適切な措置をとらなければならない。

職場において障害に対する無理解または障害をもつ人に対するいじめを含むいやがらせ（ハラメント）が存在する場合に、これを是正するための対策。

障害に基づく苦情救済についての相談窓口の設置。

第8章 医療・リハビリテーション

1、医療とリハビリテーションに関する権利

何人も、障害に基づいて、いかなる差別を受けることなく、心身の体調を自らの意思で良好に保ち、自らの望む日常生活と社会参加を果たすために、他の者に提供されるものと同一の範囲、質、及び水準の自らが求める医療およびリハビリテーション（以下「医療等」と称す）を受ける権利を有する。

何人も、自ら望まない医療等の提供はこれを拒否する権利及びインフォームドコンセントを受ける権利を有する。

2、医療等に関する差別

医療等に関する差別とは次に掲げる場合をいう。

医療等の提供者が、障害をもつ人の存在を否定、又はその個人としての尊厳を傷つけるような不当な医療行為を行うこと。または、医療の名のもとに強制的に隔離的な環境に閉じ込めること。

医療等の提供者が、障害に基づいて、他の者に提供されるものと同一の範囲、質、及び水準の医療等の提供を拒否し、または制限し、条件を付加するなど、その他不利益な取扱いをすること

医療等を提供する事業者が、障害に基づいて、治療のレベルをさげること、又は治療の打ち切りを強制すること。

ないし に掲げる事項において、形式的には障害に関係しない中立的な規定や基準の適用、あるいは取り扱いが障害をもつ人に不利な結果を招くこと、又は結果を招く恐れがあること。

3の合理的配慮義務に違反すること。

3、合理的配慮義務

医療等を提供する者は、障害をもつ人の医療等を受ける権利を確保するため必要な下記の事項を含む変更や調整を行う義務を有する。

提供すべきサービス内容に関してインフォームドコンセントを確保するに際して、障害のある人が選択したコミュニケーション手段あるいは理解の容易な手段により、十分な説明をすることともに、診断を含むすべての治療行為について相互に意思疎通・情報伝達を図ること。

一般的な治療の方針、治療方法の手段を用いることが、障害をもつ人に対して不利益を及ぼしている場合において、その不利益を除去するために必要な変更や調整を行うこと。

4、差別の推定

医療等を提供する者が、医療等の提供に関し、障害をもつ人をもたない人と比較して不利益に取り扱ったときは、当該行為は障害に基づいて行われたものと推定する。

5、国及び自治体の責務

国及び自治体は、障害をもつ人が自らの意思と選択に基づいた医療を社会サービスとして提供できるよう、医療保障を拡充しなければならない。

国及び自治体は、医療の受診、インフォームドコンセント、入退院等の意向確認においては、自らの意思と選択に基づいて、障害をもつ人が「障害をもつ人の支援機関」（第4編第4章）を利用することを認め、これを支援しなければならない。

国及び自治体は、医療を提供する事業者が障害を理由に診療及び治療を拒否したり、不当な医療行為を提供したり、劣悪な医療環境を放置し、障害をもつ人の存在を否定し、その人間としての尊厳を傷つけるような医療行為が行われた場合には、速やかな指導・告発を行い、その情報を公開しなければならない。

6、医療等を提供する者の責務

医療等を提供する者は、障害に関わる治療・検査や、妊娠及び出産に関する治療・検査を行うに際して、治療・検査の内容とその結果に対する対応の方法について、障害を否定的にとらえる情報のみならず、その支援策等の情報を医療の提供を受ける者に提供し、その判断に資する十分な援助をしなければならない。

第9章 性

1、性に関する権利

何人も、障害に基づいて、いかなる差別を受けることなく、それぞれの性をもつ個人として尊重され、性に関する能力を発揮する機会を持つ権利を有する。

何人も自らの性のあり方についての自己決定権をもつ。

何人も、障害に基づいて、何人からも恋愛や性的関係を制限もしくは強制されず、法的または事実的な結婚関係を結び、妊娠、出産をする権利を有する。

2、差別の定義

障害に基づいて、性的関係を制限あるいは強制されること。

障害に基づいて、避妊、中絶を強要され、子どもを生む機会を阻まれること。

障害に基づいて、子宮摘出及び断種などの生殖機能を奪うこと。

妊娠、出産、養育、家事等に関連する男女等の平等の実現に向けた取組におけるその他の環境の確保、向上に必要な施策において、障害に基づいて、その取り組み等から除外し、もしくは制限し、または条件を課し、その他不利益な取り扱いをすること。

3、国及び自治体の責務

国及び自治体は、障害をもつ人に対して、性による差別が行われないう、認識の改善及び支援策等の政策を推進すること。

国及び自治体は、政策の決定と執行過程において、性を理由とした参加の機会を制限し、または排除しないよう、配慮すること。

サービス提供者等、事業者が行うべき合理的配慮への支援を行うこと。

第10章 行政手続と行政サービス

1、行政手続と行政サービスの利用における権利

何人も、障害に基づいて、いかなる差別を受けることなく、平等にあらゆる行政の手続及び行政サービスを利用する権利を有する。

2、差別の定義

行政手続と行政サービスにおける差別とは、次に掲げるものをいう。

行政が、行政手続と行政サービスの利用において、障害に基づいて、その機会または参加を拒否し、もしくは制限し、またはその他不利益な取り扱いを行うこと。

に掲げる事項において、形式的には障害に関係しない中立的な規定や基準の適用、あるいは取り扱いが障害をもつ人に不利な結果を招くこと、又は結果を招く恐れがあること。

3の合理的配慮義務に違反すること。

3、合理的配慮義務

国および地方自治体は、そのつかさどる行政手続及び行政が提供するサービスの利用において、その利用の機会と参加を確保するため、下記の事項を含む必要な調整や変更を行う義務を負う。

行政手続及び行政が提供するサービスの利用に際して、障壁となる物理的環境を除去してアクセスを確保するとともに、行政と障害をもつ人との間の意思疎通・情報伝達が、障害をもつ人の選択にかかるコミュニケーション手段を用いて行われること。

行政が一般に提供する情報が、あらゆるコミュニケーション手段に対応する形で提供されること。

行政庁の行う不利益処分に伴う告知聴聞の手続きにおいては、司法手続（本編第12章）における合理的配慮の義務を準用する。

4、差別の推定

行政が行う行政手続と行政サービスの利用に際して、障害をもつ人をもたない人と比較して不利益に取り扱ったときは、当該行為は障害に基づいて行われたものと推定する。

本章において、不釣り合いな負担または過度の負担の抗弁は許されない。

5、国及び自治体の責務

国及び自治体は、障害をもつ人の行政手続と行政サービスを利用する権利を確保するため、障害をもつ人の人権についての研修及び利用を容易ならしめる技術や支援の開発、人材の育成に努めなければならない。

第11章 政治参加

1、政治参加の権利

何人も、障害に基づいて、いかなる差別を受けることなく、国政または地方自治に関する選挙（被選挙を含む）裁判官の審査、憲法改正の国民投票、住民投票、住民の直接請求、請願、公の議会における参加及び傍聴等を行う権利を有する。

何人も、障害に基づいて、いかなる差別を受けることなく、公務に就く機会を有し、政治に参加する権利を有する。

2、政治参加における差別

政治参加における差別とは、次に掲げるものをいう。

1に定める政治参加の権利を行使するに際して、障害に基づいて、その機会またはその権利行使を剥奪もしくは制限し、または不利益な取り扱いを行うこと。

一般投票所以外の障害をもつ人を入所させる特定の医療または福祉施設の管理する場所における投票所を設置すること。

に掲げる事項において、形式的には障害に関係しない中立的な規定や基準の適用、あるいは取り扱いが障害をもつ人に不利な結果を招くこと、又は結果を招く恐れがあること。

3の合理的配慮義務に違反すること。

3、合理的配慮義務

(1) 国、自治体及び選挙管理委員会は、投票の機会と権利行使を保障するため、下記の事項を含む必要な調整や変更の義務を負う。

投票所までの移動、投票所内での移動の物理的障壁となるものを除去すること、

投票所内における設備、器具及び投票方法を投票が容易なものに変更すること。

投票における負担を軽減するための人的支援を提供すること。

選挙公報および投票に関する情報提供を障害をもつ人が選択するコミュニケーション手段に対応したものにする。

投票所による投票以外の代替的な投票方法が、障害をもつ人に利用可能な形態内容とすること。

(2) 選挙運動を行う者は、選挙に関して不特定の者に提供する情報について、可能な限り、あらゆるコミュニケーション手段に対応しなければならない。個別の求めに応じて障害をもつ人の選択するコミュニケーション手段に対応しなければならない。

(3) 公の議会は、政治参加の権利を確保するため、下記の事項を含む必要な調整や変更を行うものとする。

障害をもつ議員が議員としての職務遂行を確保するため、また障害をもつ参考人等が意見の陳述を行うため、物理的な障壁を除去してアクセスを確保するとともに、当該議員または参考人等が選択するコミュニケーション手段に対応した情報提供、質疑、討論、決議の方法を採用すること。

障害をもつ傍聴人が傍聴するうえでの物理的障壁を除去し、その選択にかかるコミュニケーション手段を用いて情報を受けるための適切な措置を講じること。

4、差別の推定

3で規定する合理的配慮を提供すべき者が、政治参加に関して、障害をもつ人をもたない人と比較して不利益に取り扱ったときは、当該行為は障害に基づいて行われたものと推定する。

3の(1)及び(3)の場合において、不釣り合いな負担または過度の負担の抗弁は許されない。

5、国及び自治体の責務

(1) 国及び自治体は、選挙における権利を保障するため、下記の事項を含む必要な措置を講じなければならない。

選挙に関する情報が適切に提供されるための研修、人材の確保、設備の整備、技術の開発と促

進。

国または自治体に属しない投票所における物理的な障壁の除去のための財政援助。

(2) 選挙管理委員会は、選挙における権利を保障するため、支援に必要な職員研修を実施しなければならない。

第12章 司法手続

1、司法手続に関する権利

何人も、障害に基づいて、いかなる差別を受けることなく、裁判所において裁判を受け、裁判外紛争解決手続を利用し、または司法関係手続に参加もしくは傍聴することを含むすべての司法関係手続（捜査段階から刑の執行までを含む。）において認められた権利を有し、その機会を保障される。

2、差別の定義

司法における差別とは、次に掲げるものをいう。

司法機関、または司法関係者が、障害に基づいて、司法手続に関する権利を剥奪し、制限し、排除し、拒否し、またはそのた不利益な取扱いを行うこと。

障害に基づいて、裁判の傍聴を拒否し、裁判の内容を理解することを容易にするための、補助犬、適切なコミュニケーション手段の使用を妨げること。

、 に掲げる事項において、形式的には障害に関係しない中立的な規定や基準の適用、あるいは取り扱いが障害をもつ人に不利な結果を招くこと、又は結果を招く恐れがあること。

3の合理的配慮義務に違反すること。

3、合理的配慮義務

司法機関または司法関係者は、それぞれの立場において、司法手続き上認められた権利を確保するため、下記の事項を含む必要な調整及び変更を行う義務を負う。

障害をもつ人が当該司法関係手続の内容を理解することを容易にするため、障害をもつ人が選択したコミュニケーション手段を使用して、すべての手続きを行うこと。

適切なコミュニケーション手段を使用しても、障害をもつ人が当該司法関係手続の意味または内容を十分に理解することができない場合において、当該の障害をもつ人に対して、理解をはかる上での補助者を選任すること。

障壁となる物理的環境を除去してアクセスを確保すること。

その他、憲法または手続き法が要請する適正手続きを障害をもつ人に担保するために必要な合理的配慮を行うこと。

4、差別の推定

司法関係手続き上の権利に関して、障害をもつ人がもたない人と比較して不利益に取り扱われたときは、当該行為は障害に基づいて行われたものと推定する。

本章において、公の機関及びその職員に関しては、不釣り合いな負担または過度の負担の抗弁は許されない。

5、司法関係機関及び司法関係者の責務

司法関係機関は、その所属する司法関係者に対して、予断、偏見をなくし司法関係上の権利を確保するため、専門家育成を含む障害に関する研修訓練等を実施しなければならない。

第3編 実施規定

第1章 障害をもつ人の権利委員会

1、設置

内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づき、内閣府の外局として、本法の目的を達成することを任務とする「障害をもつ人の権利委員会」（以下、「権利委員会」とする）を設置する。

2、所掌事務

権利委員会は、任務を達成するため、次に掲げる事項についての所掌事務を行う。

(1)以下に掲げる障害に基づく差別の解消に関する指針（ガイドライン）等の策定及び改定に関する事項

直接差別の解消に必要な事例収集及び解釈指針に関する事項

間接差別の解消に必要な事例収集及び解釈指針に関する事項

「合理的配慮」の提供に必要な事例収集及び解釈指針に関する事項（相手方の不釣合いな又は過重な負担に関する事項を含む）

国及び自治体による、当該事業者が「合理的配慮」を提供するために必要な技術的・行政的・財政的支援に関する事項

「積極的差別是正措置」に必要な事例収集及び解釈指針に関する事項

その他、障害に基づく差別の解消に必要な事例収集及び解釈指針に関する事項

(2)障害に基づく差別による被害の救済及び予防に関する事項

(3)障害に基づく差別の実態調査に関する事項

(4) 障害に基づく差別及び差別助長の防止のための人権啓発と広報に関する事項

(5)障害をもつ人の差別の撤廃と権利に関する国際的又は国内の実施状況に関する情報の収集及び公開に関する事項

(6)この法律の実施状況についての監視（モニタリング）に関する事項

(7)規則の制定

(8)その他、権利委員会の任務を達成するための必要な事項

3、組織

権利委員会は、委員長及び委員15人をもって組織する。

4、委員長及び委員の任命

(1)委員長及び委員は、障害をもつ人の人権に関して高い識見を有する者で、法律又は社会に関する学識経験のあるもののうちから、（両議院の同意を得て）内閣総理大臣が任命するものとする。

(2)前項の任命に当たっては、委員長及び委員のうち障害をもつ人の数が半数以下とならないようにするとともに、男女のいずれか一方の数が1/3以下とならないようにしなければならない。

5、任期

委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長または委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、委員長及び委員は、再任することができる。

6、（課題別）専門部会の設置

(1)権利委員会は、そのもとに（課題別）専門部会を置くことができるものとし、委員のうち障害をもつ人の数が半数以下とならないようにしなければならない。

(2)専門部会の職務は、権利委員会の所掌事務のうち指示された職務を行うものとする。

7、公聴会

権利委員会は、その職務を行うため必要があると認めるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

8、職務遂行の結果の公表

権利委員会は、この法律の適正な運用を図るため、適時に、その職務遂行の結果を一般に公表しなければならないものとする。

9、障害をもつ人の地域権利委員会との連携

権利委員会は、職務遂行上及び所掌事務の処理上必要なときは、障害をもつ人の地域権利委員会（本編第2章 以下「地域権利委員会」とする）と連携して行うものとする。

10、国会に対する報告等

権利委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し、所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないものとする。

11、内閣総理大臣等又は国会に対する意見の提出

(1)権利委員会は、内閣総理大臣若しくは関係行政機関の長に対し、または内閣総理大臣を経由して国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な下記の事項に関し、意見を提出することができる。

障害に基づく差別の解消と障害をもつ人の権利の確保にかかる法令の制定または改廃に関する事項

障害に基づく差別の解消と障害をもつ人の権利の確保にかかる行政上の取り扱いの変更に関

する事項

障害をもつ人の人権教育・啓発及び広報に係る施策のあり方に関する事項

障害者の権利条約の批准及び同条約の国内履行に関する事項

国際連合等の国際機関及び諸外国の人権機関との協力に関する事項

人権諸条約上提出が義務づけられている政府報告書の作成に関する事項

(2)内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定により権利委員会から意見が提出されたときは、その意見を十分に尊重しなければならない。

第2章 障害をもつ人の地域権利委員会

1、設置

(1)都道府県知事及び政令市の長は、この法律の目的を達成するために、障害をもつ人の地域権利委員会（以下、「地域権利委員会」とする）を設置するものとする。

(2)地域権利委員会は、地域社会において障害をもつ人の人権相談に応じるとともに、障害をもつ人の権利擁護の推進を図るため、市町村が推薦した者のうちから障害をもつ人の権利擁護委員を委任し、当該委員を地域権利委員会に置くものとする。

2、所掌事務

地域権利委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1)被害者の住所が当該地域内にある場合の障害に基づく差別による被害の救済及び予防に関する事項

(2)障害に基づく差別の防止のための人権啓発と広報に関する事項

(3)障害をもつ人の権利擁護委員の養成及び研修ならびに活動の充実にに関する事項

(4)その他、地域権利委員会の任務を達成するための必要な事項

3、組織

地域権利委員会は、委員長及び委員 人をもって組織する。

4、委員長及び委員の任命

(1)委員長及び委員は、障害をもつ人の人権に関して高い識見を有する者で、法律または社会福祉に関する学識経験のある者及び障害をもつ人の権利擁護活動に従事した経験のある者のうちから、（議会の同意を得て）都道府県知事及び政令市の長が任命する。

(2)前項の任命に当たっては、委員長及び委員のうち障害をもつ人の数が半数以下とならないようにするとともに、男女のいずれか一方の数が1/3以下とならないようにしなければならない。

5、任期

委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、委員長及び委員は、再任されることが出来るものとする。

6、会議

地域権利委員会の会議は、委員長が招集するものとする。

7、（課題別）専門部会

(1)地域権利委員会は、そのもとに（課題別）専門部会を置くことができるものとする。

(2)（課題別）専門部会の部会長は、地域権利委員会の委員のうちから互選により選出するものとし、部会の委員は地域権利委員会の委員が推薦し、地域権利委員会が任命するものとする。

8、公聴会

地域権利委員会は、その職務を行うため必要があると認めるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

9、職務遂行の結果の公表

地域権利委員会は、この法律の適正な運用を図るため、適時に、その職務遂行の結果を一般に公表するものとする。

10、障害をもつ人の権利委員会への報告及び連携

地域権利委員会は、適時に、その職務遂行の結果及び所掌事務の処理状況を障害をもつ人の権利委員会（本編第1章）に報告し、職務遂行上及び所掌事務の処理上必要なときは、障害をもつ人の権利委員会とその職務及び所掌事務について連携して行うものとする。

11、議会に対する報告等

地域権利委員会は、毎年、都道府県知事及び政令市の長を経由して議会に対し、所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないものとする。

12、都道府県知事及び政令市の長等又は議会に対する意見の提出

(1)地域権利委員会は、都道府県知事及び政令市の長若しくは関係行政機関の長に対し、または都道府県知事及び政令市の長を経由して議会に対し、この法律の目的を達成するために必要な下記の事項に関し、意見を提出することができるものとする。

障害に基づく差別の解消と障害をもつ人の権利の確保にかかわる条例の制定又は改廃に関する事項

障害に基づく差別解消と障害をもつ人の権利の確保にかかわる行政上の取扱いの変更等に関する事項

障害をもつ人の人権教育・啓発にかかわる施策のあり方に関する事項

その他の障害をもつ人の差別解消と人権に関する必要な事項

(2)都道府県知事及び政令市の長または関係行政機関の長は、前項の規定により地域権利委員会から意見が提出されたときは、その意見を十分に尊重しなければならないものとする。

第4編 権利救済手続

第1章 総則

1、定義

この法律の権利救済の対象となる「差別行為等」とは、第1編(総則)第2章2項の「障害に基づく差別」及び第2編(各則)における差別の定義に規定する差別行為を指すものとする。

2、差別行為等に関する相談

権利委員会(以下、「障害をもつ人の権利委員会」[第3編第1章]及び「障害をもつ人の地域権利委員会」[第3編第2章]を「権利委員会」という)は、障害をもつ人に対する差別行為等に関する各般の問題について、相談に応じるものとする。

3、救済手続の開始

(1)何人も差別行為等による被害を受け、または受けるおそれがあるときは、権利委員会に対し、権利救済の申出をすることができる。

ただし、ふたつ以上の地域にまたがる、または全国的に重大な差別行為等に対しては、「障害をもつ人の権利委員会」(第3編第1章)が申出を受けるものとする。

(2)何人も差別行為等による被害または被害の発生を予見したときは、権利委員会に対し、権利救済の申出をすることができる。

(3)権利委員会は、権利救済の申出があれば、この法律の目的において関与することが適当でない事案又は行為の日から 年を経過した事案を除き、遅滞なく必要な調査をし、適切な措置を講じなければならない。

(4)権利委員会は、差別行為等による被害の救済または予防を図るため必要があると認めるときは、職権で、必要な調査をし、適切な措置を講じることができる。

4、不利益取扱いの禁止

何人も権利救済の申出等をした者に対し、そのことを理由として、不当な取扱いをしてはならないものとし、その行為も権利委員会の救済の対象となる事案に含めるものとする。

5、公権力による差別行為等に対する救済措置

行政機関は、公権力による人権侵害に対しては、正当な理由がないかぎり、権利委員会が講じる措置に応じなければならない。

第2章 救済手続

1、調査

権利委員会は、差別行為等による被害の申し出について必要な調査を行うため、次に掲げる処分をすることができる。

(1)事案の関係者に対する出頭要求・質問

(2)差別行為等に関係のある文書その他の物件の提出要求

(3)当該差別行為等が現に行われ、または行われた疑いがあると認める場所の立入検査

2、調停及び仲裁

権利委員会は、差別行為等に係る事案について、調停又は仲裁の申請を受理し、調停委員会又は仲裁委員会を設けて、必要とする調停又は仲裁を行うものとする。

3、勧告及び是正命令

権利委員会は、差別行為等が現に行われ、または現に行われたと認める場合において、当該差別行為等による被害または予防のため必要があると認めるときは、当該行為をした者に対して、当該行為の停止等を勧告し、同勧告による改善がみられない場合には是正命令を発することができる。

4、勧告及び是正命令の公表

権利委員会は、3の勧告及び是正命令を受けた者がこれに従わないときは、その旨及び当該勧告及び是正命令の内容を公表することができる。

5、訴訟援助

権利委員会は、4の勧告及び是正命令の公表を受けた者がこれに従わないときは、次の場合には訴訟に参加することができる。

- (1)申出人が訴訟を提起する場合の必要な援助（関係文書や物件の提供等）
- (2)差別行為等の内容、性質その他の事情にかんがみ、必要があると認める場合
- (3)差別行為等に対して、当該行為を行った者が、4の勧告及び是正命令を受け、その公表を受けてもこれに従わないとき、または「障害をもつ人の支援機関」（本編第4章）が当該行為に対して団体訴権を行使しないときは、権利委員会がその者に対して当該行為の差止等を請求する訴訟を提起することができる。

第3章 立証責任の配分

1、この法律と関連した紛争解決事案（本編第2章の裁判外紛争解決手続または司法救済を通じた解決手続）において、差別行為等があったという事実は、差別行為を受けたと主張する者が立証しなければならない。

2、前項1の差別行為を正当ならしめる事由があったということについては、差別行為を受けたと主張する者の相手方が立証しなければならない。

第4章 障害をもつ人の支援機関

1、組織体制

(1)国は、この法律の目的を達成するために、障害をもつ人の立場に立ち、相談を受け、若しくは代理人として、任意の交渉や行政救済手続又は司法手続により問題を解決する機関として、都道府県及び政令市を一つの単位に、障害をもつ人の支援機関（仮称「障害者権利擁護センター」〔以下、「支援機関」とする〕）を設置する。

(2)「障害者権利擁護センター」（支援機関）は、公益法人とし、その理事会は、障害をもつ人、権利擁護に関する学識経験者、弁護士、福祉専門職等から構成される。

2、職務および権限

(1)支援機関は、障害をもつ人、弁護士、福祉専門職、学識経験者を職員として配置し、障害をもつ人の立場に立ち、障害をもつ人及び関係者の相談に応じる。

(2)支援機関は、相談を受けたうえで、問題解決に必要な場合、当該の相手方及び関係機関に対して、必要な調査を行うことができる。支援機関が行う調査においては、相手方及び関係機関は正当な理由がなくこれを拒むことはできない。

(3)支援機関は、調査の結果、問題解決に必要であれば、代理人として相手方との任意の交渉、行政救済手続（本編第2章その他の裁判外紛争解決手続を含む）または司法救済手続を通じた問題解決を図る。

(4)前記の手続は、無料でなければならない。但し、問題解決により、障害をもつ人が実際に金銭的利益を得た場合、一定の基準により報酬を得ることができる。

3、団体訴権の行使による差別の是正請求及び差止請求

(1)支援機関は、差別行為等に該当すると認められる事実に対し、この法律の目的を達成するために、行為者に対して、その是正を請求することができる。

(2) 支援機関は、差別行為等に該当すると認められる行為をなし、またはなされようとしているときに、行為者に対して、この法律の目的を達成するために、その行為の差止を請求することができる。

4、国及び自治体の責務

(1) 国及び自治体は、支援機関を各都道府県及び政令市に一つの割合で設置し、その資質を有すると認められる公益法人等に委託し、障害をもつ人及び専門家を複数職員として配置できる予算を割り当てなければならない。

(2) 国及び自治体は、支援機関の理事及び職員の選任及び解任または支援機関の運営等に関与し、その独立性を侵してはならない。

以上

資料2 「障がいを理由とする差別を禁止する法律」 日弁連法案概要

2007年3月 日本弁護士連合会

前文

日本国憲法をはじめ、国際人権条約においても、個人の尊厳と法の下での平等は、最も基本的な人権として、あらゆる人に保障されている。

ところが、現実には、障がいのある人は、様々な分野において、その障がいを理由として社会に参加する機会を奪われたり、他と異なる取扱いを受けたりするなど、差別的待遇を強いられてきた。

これは、これまでの社会が、障がいのある人の生活を困難ならしめている原因をその個人的属性に求め、障がいのある人を権利の主体というより保護の客体として扱ってきたからに他ならず、その結果、障がいのある人は法的な救済も不十分なままに放置されてきた。

しかしながら、障がいのある人も、本来、平等な社会の一員として市民的諸権利を有する人権の享有主体であること、そして、なによりも、その生活を困難ならしめているものが、障がいのある人の完全参加と平等を拒む物理的環境、社会的制度及び障がいに対する人々の意識並びに社会が障がいのある人のニーズに応じた合理的な配慮を行わないことによって生じる障壁であることが、これまで十分には意識されてこなかった。

これらに鑑みると、今こそ、障がいのある人の完全参加と平等を拒む社会の障壁を取り除くことが求められる。そのことは、障がいの有無にかかわらず一人ひとりが相互に人格と個性を尊重される真に豊かな社会の実現にも寄与するものである。

ここに、障がいを理由とする区別、排除又は制限のみならず、障がいのある人に対して合理的な配慮を行わないことが差別であることを確認するとともに、何人にも障がいを理由とした差別を受けることのない権利を保障し、この権利が侵害された場合の実効的な救済措置と相まって、障がいのある人の自立及び完全参加と平等並びに障がいのある人の権利の確立を図るため、この法律を制定する。

第1 総則

1 目的

この法律は、障がいを理由とする差別の具体的内容を定めるとともに、国、地方公共団体、個人及び事業者が障がいを理由とする差別を行うことを禁止し、差別を受けた者が適正かつ迅速な救済を受けるための措置と相まって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における障がいのある人の自立、完全参加と平等、そして権利の確立を図ることを目的とする。

2 障がいの定義

(1)「障がい」とは、心身の状態が、疾病、変調、傷害その他の事情に伴い、その時々 of 社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、個人が日常生活又は社会生活において制限を受ける状態をいうものとする。

(2)過去にかかる状態にあったこと、及び将来かかる状態になる蓋然性があることも、(1)の障がいに含めるものとする。

3 差別の禁止

(1)何人も、障がいを理由として、いかなる差別もしてはならない。

(2)この法律においては、障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、障がいのある人の権利や利益を侵害する目的又は効果を有するものは、障がいを理由とする不利益な取扱いとして、差別にあたるものと解釈されなければならない。

(3)この法律においては、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な措置(以下「合理的配慮」という。)を怠ることもまた、差別にあたるものと解釈されなければならない。

4 自立生活・自己決定についての権利

何人も、次の権利を有するものとする。

- (1)必要な支援を受けながら、地域において自立した生活を営む権利
- (2)自分の選択に従って自己の最善の利益を追求する権利
- (3)性を否定されることなく個人として尊重され、障がいを理由として、性、生殖、婚姻及び子の養育並びにこれらに関する教育、情報提供、保健サービスに関して不利益な取扱いを受けない権利
- (4)(1)から(3)の権利行使に必要な説明及び教育並びに(1)から(3)の権利行使の前提となる意思決定に対する十分な支援を受ける権利

5 言語の定義

言語には、音声言語、手話及び他の形態の非音声言語を含む。

6 情報伝達方法の保障

障がいのある人は、あらゆる生活の場において、手話若しくは点字、手話通訳者、要約筆記、措文字、触手話、指点字、手書き文字その他の方法による通訳、拡大文字、音声サービス、文字情報サービス、写真・図画、ひらがな及び平易な表現による表記その他の自ら選択する適切な情報伝達方法(以下「適切な情報伝達方法」という。)を用いて生活を営む権利を有するものとする。

7 政策等の立案及び決定への参画

障がいのある人の社会参加に関する国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定においては、障がいのある人が、主要な構成員として、これに参画する機会を確保されなければならない。

8 施策の策定、実施

(1)国は、障がいのある人の自立及び完全参加と平等の実現並びに障がいのある人の権利の確立を図るための施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

(2)地方公共団体は、障がいのある人の自立及び完全参加と平等の実現並びに障がいのある人の権利の確立に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

9 法制上の措置等

政府は、障がいのある人の自立及び完全参加と平等の実現並びに障がいのある人の権利の確立を図るための施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

10 差別助長の禁止

何人も、障がいについて正しい知識を持ち、障がいに対する偏見や誤解を誘発したり障がいのある人の人権が侵害されることのないようにしなければならない。

11 差別を受けた者の救済

第2から第11までに定める差別を受けた者は、別に法律で定める政府から独立した人権救済機関に対し、救済の申立てをすることができるものとする。

第2 教育

1 教育を受ける権利

(1)何人も、障がいを理由として、いかなる差別を受けることなく、教育を受ける権利を有し、機会を保障されるものとする。

(2)障がいのある人は、あらゆる段階において、共生教育を受ける権利を有するものとする。この法律において「共生教育」とは、自己の住む地域社会において他の者との平等を基礎として、合理的配慮及び必要な支援を受けながら同一世代の者たちと共に学ぶ教育をいうものとする。

(3)障がいのある人は、障がいを理由に普通教育から排除されない権利を有するものとする。

(4)聴覚に障がいのある人は、手話を習得し使用できるようになる教育を受ける権利及び手話を用いた教育を受ける権利を有するものとする。

2 合理的配慮義務

国、地方公共団体及び学校法人その他の教育にかかわる団体及び個人(以下「教育機関」という。)は、次の義務を負う。

(1)適切な情報伝達方法を用いて教育をすること。

(2)利用可能な物理的環境を提供すること。

- (3) 必要な人員を配置すること。
- (4) その他、障がいのある人が教育に完全に参加し、教育を受ける権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行うこと。

3 差別の定義

教育における差別とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- (1) 障がいを理由として、教育の機会を剥奪もしくは制限し、又は教育の機会について不利益な取扱いを行うこと。
- (2) 障がいを理由として、自己の住む地域社会の普通教育から排除すること。
- (3) 2の合理的配慮義務に違反すること。

4 差別の推定

教育機関が、教育に関し、障がいのある人をそうでない人と比較して不利益に取り扱ったときは、当該行為は障がいを理由として行われたものと推定するものとする。

5 普通教育を受ける権利

- (1) 何人も、自己の住む地域社会の小学校及び中学校において普通教育を受ける権利を有するものとする。
- (2) 国、地方公共団体及び学校法人は、障がいのある子が小学校及び中学校の普通教育に完全に参加するために、2に規定する合理的配慮に加え、通学手段の保障及び学級人数の調整その他の合理的配慮をしなければならない。

6 必要な支援

(1) 教育機関は、障がいのある人に対して効果的な教育を保障するために、普通教育において、必要な支援を提供しなければならない。その支援は、次の点に留意して行われなければならない。

障がいのある人が同一世代の人たちと共に学ぶことを阻害せず、分離的な効果を生まないこと。

障がいのない人が負う以上の負担を課さないこと。

- (2) 国及び地方公共団体は、未だ小学校及び中学校において(1)に規定する必要な支援を十分に実現できないときは、障がいのある子の保護者の選択により、同一世代の子どもたちと分離された場における効果的な支援を伴う教育(以下「特別支援教育」という。)を提供することができるものとする。

特別支援教育は、次の条件を満たすものでなければならない。

イ 共生教育への移行という目標に合致したものであること。

ロ 学業面の発達を於大にする環境で、普通教育で提供される教育と同一の基準及び趣旨が維持されていること。

ハ 社会性の発達を於大にする環境が保障されていること。

国、地方公共団体及び学校法人は、ロの条件に合致させる範囲で、特別支援教育を目的とする特別支援学校を設置し、又は小学校及び中学校に特別支援教室を設置できるものとする。

6の規定によっても、国及び地方公共団体は合理的配慮及び必要な支援を小学校及び中学校において充足させる義務を免れるものではない。

7 教育選択権

(1) 障がいのある子の保護者は、小学校及び中学校での支援が未だ不十分であると判断したときは、特別支援教育を選択することができるものとする。

(2) 国、地方公共団体及び学校法人は、障がいのある子の保護者に対し、(1)の選択を行うために必要な情報を提供しなければならない。

(3) 障がいのある子の保護者はいつでも(1)の選択を変更することができるものとする。

(4) 障がいのある子は、その保護者が(1)の選択又は(3)の変更を行うに際し、自己の意見を表明する権利を有するものとする。この場合において、障がいのある子の意見は、その年齢及び成熟度に従って相応に考慮されなければならない。

(5) (1)の選択又は(3)の変更に関し、障がいのある子とその保護者との間で意見を異にするときは、障がいのある子又はその保護者は12に規定する共生教育推進委員会に意見の調整を求めることができるものとする。

8 高等教育等を受ける権利

(1) 障がいのある人は、高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校その他の教育機関において、

教育を受ける権利を有するものとする。

(2)(1)の教育機関は、入学選抜試験の実施にあたり、その本質に反しない限り、適切な情報伝達方法、試験時間の延長、介助又は物理的環境の整備などの合理的な配慮をしなければならない。

(3)(1)の教育機関は、障がいのある入が同項の教育に完全に参加するために、2に規定する合理的配慮をしなければならない。

(4)(1)の教育機関は、学生の定員、応募者の状況、教育機関及び教育課程の性格等を総合考慮し、あらゆる障がいのある入が同項における教育を受ける権利を享受するため入学の機会を増大させるための特別な措置を講じるよう努めるものとする。この場合の特別な措置は差別と解してはならない。

(5)6及び7の規定は、その性質に反しない限り、(1)の教育機関にこれを準用するものとする。

9 教員養成等の義務

国及び地方公共団体は、共生教育を実現するために、次の義務を負う。

(1)適切な情報伝達方法についての適格性を有する教員(障がいのある教員を含む。)を雇用するための適当な措置をとること。

(2)教育のすべての段階において、教育に従事する教員、介助長その他の職員に対する研修及び訓練を行うために適当な措置をとること。この場合の研修及び訓練は、障がいに対する理解、障がいのある入との情報伝達方法の習得並びに障がいのある入を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れたものでなければならないものとする。

10 早期の支援及び技能習得

(1)障がいのある入は、地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするために、できるだけ早期の段階から必要な支援を受け、生活技能及び社会性の発達技能を習得する権利を有するものとする。

(2)(1)の権利を実現するために、国及び地方公共団体は、次に掲げる措置をとらなければならない。

手話の習得及びろう社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

点字その他の情報伝達方法の習得を容易にすること。

歩行技能の習得を容易にすること。

その他、障がいのある入が必要とする支援を提供すること。

11 生涯教育等

(1)障がいのある入は、就学前教育・保育、放課後の学童保育、地域社会における社会教育、就学校の職業教育及び手話若しくは点字その他の情報伝達方法の学習その他の生涯教育を受ける権利を有するものとする。

(2)国及び地方公共団体は、(1)の生涯教育の重要性に鑑み、これらの条件整備を積極的に行わなければならない。

12 共生教育推進委員会

(1)都道府県は、障がいのある入に対し、障がいを理由として、いかなる差別を受けることなく、共生教育を受ける権利を保障するために、共生教育推進委員会を設置しなければならない。

(2)共生教育推進委員会は、障がいのある人及び共生教育に理解のある者によって構成されなければならない。

(3)共生教育推進委員会は、共生教育への移行及び推進について、各地域の特性に応じた計画を策定しなければならない。

(4)地方公共団体は、(3)の計画を効果的に推進しなければならない。

(5)共生教育推進委員会は、共生教育が円滑に実施されるよう、障がいのある人及び障がいのある子の保護者並びに教育機関に対して、情報の提供、相談、関係機関との連絡調整及び当事者間の意見の調整その他の援助を行うものとする。

第3 労働

1 労働する権利

何人も、障がいを理由として、いかなる差別を受けることなく、労働する権利を有し、機会を保障されるものとする。

2 合理的配慮義務

(1)事業主は、次の義務を負う。

労働契約を締結し又は変更するにあたり、障がいのある人が労働契約の内容を理解することを容易にするため、適切な情報伝達方法により説明すること。

労働条件又は就業環境が障がいのある人に対して相当の不利益を及ぼしている場合において、その不利益を除去するために対策を講じること。

職場において障がいに対する偏見又は障がいのある人に対するいしめが存在する場合において、これを除去するための対策を講じること。

その他、障がいのある人の労働する権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行うこと。

(2)(1)で事業主が講じるべき対策の具体的内容は、次に掲げるものの他、障がいのある人の権利委員会が別に規則で定めるものとする。

施設の改造

障がいのある人が担当する任務の一部の他者への割当て

現存する欠員を補充するための異動

勤務時間の変更

他の作業場への変更

リハビリテーションは医療的手当のため勤務時間内に離脱すること

職能技術を習得する機会の提供又はこれについての配慮

備品・設備の取得又は改造

指導マニュアルは参考資料の変更

試験又は評価過程の改善

朗読者、手話・要約筆記・指文字その他の方法による通訳者等の援助者の配置

ジョブコーチ等の援助者の配置

指導・監督の充実

3 差別の定義

労働における差別とは、次に掲げるものをいうものとする。

(1)事業主が、次に掲げる行為を行うこと。

障がいを理由として、労働者の募集又は採用について不利益な取扱いを行うこと。

労働者に対し、障がいを理由として、労働契約の締結を拒否すること。

労働者に対し、障がいを理由として、次に掲げる事項について不利益な取扱い又は不利益な変更を行うこと。

イ 賃金

ロ 労働時間

ハ 休憩

ニ 休日及び年次有給休暇

ホ 昇進

ヘ 異動、配置転換及び復職

ト 訓練

チ 研修

リ 福利厚生

ヌ その他の労働条件

障がいを理由として、労働者を解雇すること。

(2)2 の合理的配慮義務に違反すること。

4 適用除外

(1)2 は、事業主において著しい困難又は出費がある場合は、適用しない。

(2)3(1) 及び は、次の場合、適用しない。

イ 事業主が2 の対策を講しても、当該障がいのある人がその職務の本質的部分を遂行することができない場合

ロ 事業主が2 の対策を講じることに著しい困難又は出費があり、かつ、これを講じなければそ

の職務の本質的部分を遂行することができない場合

(3)(1) に規定する事由の具体的内容は、障がいのある人の権利委員会が別に規則で定めるものとする。

(4)(1)及び(2)口の「著しい困難又は出費」の有無は、具体的な根拠及び資料に基づき、事業主の財務状況、被用者の人数、負担すべき費用、被る不利益の内容及び程度その他事業主側の事情、並びに障がいのある人の被る不利益の内容及び程度を総合的に考慮して判断されなければならない。

5 差別の推定

事業主が、労働に関し、障がいのある人をそうでない人と比較して不利益に扱ったときは、当該行為は障がいを理由として行われたものと推定するものとする。

6 広告による差別の推定

事業主が障がいのある人の採用を拒否した場合において、求人広告が障がいのある人を募集対象から除外するものと判断されるときは、当該行為は障がいを理由として行われたものと推定するものとする。

7 不利益合意の無効と報復の禁止

(1)この法律に反する労働契約で障がいのある人に不利なものは、その部分について無効とするものとする。

(2)事業主は、障がいのある人が裁判上又は裁判外の救済手続を申し立てたことを理由として、当該障がいのある人及びその救済手続に協力した者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

8 職種団体による差別

労働に関する規定は、その性質に反しない限り、職種団体（労働者の団体、雇用主の団体又は特定の専門職若しくは職種に従事する者により構成される団体をいう。）による差別に準用する。

9 準用

労働に関する規定は、その性質に反しない限り、次の各号に掲げる関係に、これを準用するものとする。

(1)障がいのある人が労働者派遣契約に基づき派遣されて就労する場合における派遣先事業者と当該障がいのある人との関係

(2)障がいのある人が下請契約に基づき元請業者の事業所等において就労する場合における元請業者と当該障がいのある人との関係

(3)事業主の従業員に対して福利厚生又は教育訓練を提供している機関又は団体と障がいのある人との関係

(4)事業主と、障がいのある人の親族、通訳者及びジョブコーチその他の援助者との関係（当該障がいのある人の障がいを理由として行われる不利的取扱いに限る。）

10 合理的配慮義務と他の権利者との調整

(1)事業主又は9(3)の機関若しくは団体（以下この条において「事業主等」という。）が、賃貸借契約に基づき第三者から事業の継続に必要な不動産若しくは設備等（以下この条において「不動産等」という。）を賃借し、又はリース契約に基づき引渡しを受けて不動産等を占有している場合において、事業主等が2の対策を講じるために必要があるときは、事業主等は、当該第三者（当該第三者が当該不動産等の所有者でないときは、当該第三者及び当該不動産等の所有者）に対し、当該不動産等の改造を行うことの承諾を請求することができるものとする。

(2)(1)の請求を受けた当該第三者及び当該不動産等の所有者は、正当な理由がない限り、これを承諾しなければならない。

(3)障がいのある人が事業主等との賃貸借契約に基づき社宅等の不動産（以下この条において「社宅等」という。）に居住する場合において、事業主等が4(1)の理由により2の対策を講じることができないときは、障がいのある人は、事業主等（事業主等が当該社宅等の所有者でないときは、事業主等及び当該社宅等の所有者）に対し、国若しくは地方公共団体から補助金の支給を受け又は自ら費用を負担して当該社宅等の改造を行うことの承諾を請求することができるものとする。

(4)(3)の場合に、(2)を準用するものとする。

11 医学的検査の禁止

- (1)事業主は、労働契約締結前に健康診断や障がいの有無等に関する調査を行ってはならない。但し、職務の本質的部分を遂行する能力の有無を判断するために必要なときは、その目的に必要な範囲内で、応募者に対して障がいの有無、種類及び程度について質問することができる。
- (2)事業主は、労働契約締結の意思を表明した後、労働契約締結前に、全労働者に課せられる場合でかつ機密性が保たれる場合に限り、健康診断を義務付けることができるものとする。
- (3)事業主は、4(2)場合を除き、(2)の健康診断の結果に基づいて採用内定を取り消してはならない。

12 職業リハビリテーション

- (1)障がいのある人は、職業リハビリテーション(障がいのある人に対して職業指導、職業訓練及び職業紹介その他の職業に就くことを可能にする支援を行い、その職業生活における自立を図ることをいう。以下この条において同じ。)を選択し、これを受ける権利を有するものとする。
- (2)職業リハビリテーションは、障がいのある人の希望、適性及び職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施されなければならない。
- (3)何人も、職業リハビリテーションは、障がいのある人の改善、訓練ではなく、事業主側における労働条件及び就業環境の改善を図ることに主眼がおることに留意しなければならない。
- (4)障がいのある人及び障がいのある人の団体は、職業リハビリテーションについて、実施主体者として参画し、又はこれに意見を述べることができる。後者の場合において、職業リハビリテーションの実施主作者は、この意見を尊重しなければならない。
- (5)国及び地方公共団体は、授産施設、小規模作業所その他の福祉的就労に従事する障がいのある人に対し、その特性に配慮した職業リハビリテーションを実施するなど必要な支援を行い、障がいのある人が労働基準法上の権利の保障された雇用の場で働くことができるように努めなければならない。
- (6)事業主は、障がいのある人が職業リハビリテーションを受けることを申し出たときは、これを拒絶してはならない。

13 国及び地方公共団体の障壁除去等の責務

国及び地方公共団体は、障がいのある人が差別を受けることなく労働できるようにするため、物理的障壁等の除去、援助器具の開発、通訳者及びジョブコーチ等の育成、拡充及び派遣制度の確立、情報提供のための施設設置・制度拡充等の責務を有する。

第4 建築物の利用

1 建築物を円滑に利用する権利

何人も、障がいを理由として、いかなる差別を受けることなく、不特定多数の者の利用に供されている建築物(これに附属する出入口、廊下、階段、昇降機、便所及び敷地内の通路その他の施設を含む。以下「建築物」という。)を円滑に利用する権利を有し、機会を保障されるものとする。

2 合理的配慮義務

- (1)建築物の設置者及び管理者は、当該建築物が障がいのある人の円滑な利用を促進するために必要な建築物の構造及び設備に関する最低整備基準(以下「最低整備基準」という。)に適合しない場合、これを是正する措置を講じる義務を負う。
- (2)最低整備基準は、障がいのある人の権利委員会が別に規則で定める。
- (3)建築物の建築主、設計者、施工者、設置者及び管理者は、その他、障がいのある人の建築物を円滑に利用する権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行う義務を負う。
- (4)建築物が最低整備基準に適合していることは、(3)の義務を免除するものと解釈してはならない。

3 差別の定義

建築物の利用における差別とは、次に掲げるものをいうものとする。

- (1)建築主、設計者又は施工者が、最低整備基準に適合しない建築物を新たに建築、設計又は施工すること。
- (2)設置者又は管理者が、障がいを理由として、当該建築物の利用を拒否若しくは制限し、又は当該建築物の利用について不利益な取扱いを行うこと。

(3)(1)(2)の者が、2(1)(3)の合理的配慮義務に違反すること。

4 適用除外

(1)3は、人の生命、身体又は財産の保護のためやむを得ない必要がある場合は、適用しない。

(2)3(3)は、3(1)パ2)の者において著しい困難又は出費がある場合は適用しない。

(3)(1)に規定する事由の具体的内容は、障がいのある人の権利委員会が別に規則で定めるものとする。

(4)(2)の「著しい困難又は出費」の有無は、第3、4(4)と同じものとする。

5 差別の推定

建築主、設計者、施工者、設置者又は管理者が、建築物の利用に関し、障がいのある人をそうでない人と比較して不利益に取り扱ったときは、当該行為は障がいを理由として行われたものと推定するものとする。

第5 交通機関の利用

1 公共交通機関を利用して移動する権利

(1)何人も、障がいを理由として、いかなる差別を受けることなく、公共交通機関を利用して円滑に移動する権利を有し、機会を保障されるものとするものとする。

(2)障がいのある人は、国、地方公共団体及び公共交通事業者（以下「公共交通事業者等」という。）に対して、公共交通機関を利用した円滑な移動を確保するために必要な補助を求める権利を有するものとする。

2 合理的配慮義務

(1)公共交通事業者等は、旅客施設及び車両等（以下「旅客施設等」という。）が障がいのある人の公共交通機関を利用した円滑な移動を確保するために必要な旅客施設等の構造及び設備に関する整備計画（以下「整備計画」という。）に適合しない場合、これを是正するために必要な措置を講じる義務を負う。

(2)旅客施設等は、障がいのある人の権利委員会が別に規則で定めるものとする。

(3)整備計画は、障がいのある人の権利委員会が別に規則で定めるものとする。

(4)公共交通事業者等は、(1)に定める他、障がいのある人の公共交通機関を利用して円滑に移動する権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行う義務を負う。

(5)旅客施設等が整備計画に適合していることは、(4)の義務を免除するものと解釈してはならない。

3 差別の定義

交通機関の利用に関する差別とは、次に掲げるものをいうものとする。

(1)公共交通事業者等が、次の行為を行うこと。

整備計画に適合しない旅客施設等を新たに建設し、又は新たに事業の用に供すること。

障がいを理由として、その設置又は管理する旅客施設等の利用を拒否若しくは制限し、又は旅客施設等の利用について不利益な取扱いを行うこと。

(2)公共交通事業者等が、2(1)(4)の合理的配慮義務に違反すること。

4 適用除外

(1)3は、人の生命、身体、財産の保護のためやむを得ない必要がある場合は、適用しない。

(2)3(2)は、公共交通事業者等において、著しい困難又は出費がある場合は、適用しない。

(3)(1)(2)に規定する事由の具体的内容は、障がいのある人の権利委員会が別に規則で定めるものとする。

(4)(2)の「著しい困難又は出費」の有無は、第3、4(4)と同じものとする。

5 差別の推定

公共交通事業者等が、公共交通機関の利用に関し、障がいのある人をそうでない人と比較して不利益に取り扱ったときは、当該行為は障がいを理由として行われたものと推定するものとする。

6 国及び地方公共団体の移動補助者養成義務

国及び地方公共団体は、障がいのある人の公共交通機関を利用した円滑な移動を確保するため、その移動を補助する移動補助者を養成し、障がいのある人の要請に応じて移動補助者を無償で派遣する体制を整えなければならない。

7 公共交通事業者等の職員研修義務

公共交通事業者等は、障がいのある人が円滑に旅客施設等を利用できるようにするため、職員に対して必要な研修を実施し、研修を受けた職員を相当数配置しなければならない。

第6 情報

1 情報を受領し、利用する権利

何人も、障がいを理由として、いかなる差別を受けることなく、自らが選択する情報伝達方法により、あらゆる種類の情報の提供を受け、これを利用する権利を有し、その機会を保障されるものとする。

2 合理的配慮義務

(1)国及び地方公共団体は、次の義務を負う。

適切な情報伝達方法を使用して、公共的サービスを広報し、社会保障制度等を周知すること。

適切な情報伝達方法を使用して、自然災害に関する情報を周知すること。

障がいのある人の情報の利用を確保するために必要な情報処理機器、電気通信設備及び情報サービスに関する基準(以下「情報円滑化基準」という。)に適合する措置を講じること。

その他、障がいのある人の情報を受領し、利用する権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行うこと。

(2) テレビジョン放送事業者は、放送番組に、字幕放送、手話放送、文字放送、音声解説放送その他の情報伝達方法による放送を付する義務を負う。

に関する基準は、障がいのある人の権利委員会が別に規則で定めるものとする。

(3)電気通信事業者及び特定電気通信役務提供者は、高度情報ネットワークを利用して情報及びサービスを提供するにあたり、情報円滑化基準に従う義務を負う。

(4)テレビジョン放送受信装置の製造業者は、その製造する製品に(2)の各放送の受信が可能な装置を内蔵させる義務を負う。

(5)情報処理機器・電気通信設備の製造業者は、製品の製造にあたり、情報円滑化基準に従う義務を負う。

(6)情報円滑化基準は、障がいのある人の権利委員会が別に規則で定めるものとする。

3 差別の定義

情報に関する差別とは、次に掲げるものをいうものとする。

(1)事業として不特定又は多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者が、障がいを理由として、情報の提供又は発信について不利益な取扱いを行うこと。

(2)2(1)から(5)の者が前条記載の合理的配慮義務に違反すること。

4 適用除外

(1)3は、技術的に著しい困難がある場合、テレビジョン放送事業者において著作権者の許諾を得ることに著しい困難がある場合は、適用しない。

(2)3(2)は、各々の者において、著しい困難又は出費がある場合は、適用しない。

(3)(1)(2)に規定する事由の具体的内容は、障がいのある人の権利委員会が別に規則で定めるものとする。

(4)「著しい困難又は出費」の有無は、第3、4(4)と同じものとする。

5 差別の推定

事業として不特定又は多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者が、情報の提供又は発信に関し、障がいのある人をそうでない人と比較して不利益に取り扱ったときは、当該行為は障がいを理由として行われたものと推定するものとする。

6 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、適切な情報伝達方法の無償利用制度を整備し、2(2)ないし(5)の者が合理的配慮義務を履行することができるように必要な施策を講じ、また、障がいのある人の情報処理機器及び電気通信設備の利用を支援するための必要な施策を講じるものとする。

第7 サービス

1 サービスの提供を受ける権利

何人も、障がいを理由として、いかなる差別を受けることなく、次の各号に掲げる者（法人その他の団体を含む。以下「サービス提供者」という。）から、商品、施設、便益その他のサービス（以下「サービス」という。）の提供を受ける権利を有し、その機会を保障されるものとする。

- (1) ホテル、旅館その他の宿泊施設を設置して旅館業を営む者
- (2) 銀行、保険会社その他の金融業を営む者
- (3) 娯楽又はレクリエーションのための施設を設置して営業を営む者
- (4) 食堂、レストラン、喫茶店その他の飲食施設を設置して飲食業を営む者
- (5) 公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業を営む者
- (6) 保健医療サービスは福祉サービスを提供する者
- (7) 前各号に掲げるものの他、不特定かつ多数の者が利用する施設を設置して営業を営む者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公共的又は商業的なサービスを提供する国、地方公共団体、個人又は事業者

2 合理的配慮義務

サービス提供者は、次に掲げる行為を行う義務を負う。

- (1) サービスを提供するにあたり、障がいのある人がサービスを利用することを容易にするため、適切な情報伝達方法を使用すること。
- (2) 障がいのある人がサービスの内容を理解するために必要とする補助者の付添いを承諾すること。
- (3) サービスを提供するにあたり、障がいのある人がサービスを利用することを容易にするための補助機器及び人的援助を提供すること。
- (4) サービスの提供に関する運用、方針又は手続が障がいのある人に対して相当の不利益を及ぼしている場合において、その不利益を除去するための施策を講じること。
- (5) その他、障がいのある人のサービスを受ける権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行うこと。

3 差別の定義

サービスに関する差別とは、次に掲げるものをいうものとする。

- (1) サービス提供者が、障がいを理由として、サービスの提供を拒否若しくは制限し、又はサービスの提供について不利益な取扱いを行うこと。
- (2) サービス提供者が、2の合理的配慮義務に違反すること。

4 適用除外

- (1) 3は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
 - 人の生命、身体、財産の保護のためやむを得ない必要がある場合
 - 他の方法ではサービスを提供できない場合
 - サービスの基本的性質を著しく損なうこととなる場合
- (2) 3(2)は、サービス提供者において、著しい困難又は出費かおる場合は、適用しない。
- (3) (1)(2)に規定する事由の具体的内容は、障がいのある人の権利委員会が別に規則で定めるものとする。
- (4) (2)の「著しい困難又は出費」の有無は、第3、4(4)と同じものとする。

5 差別の推定

サービス提供者が、サービスの提供に関し、障がいのある人をそうでない人と比較して不利益に取り扱ったときは、当該行為は障がいを理由として行われたものと推定するものとする。

第8 医療

1 医療の提供を受ける権利

何人も、障がいを理由として、いかなる差別を受けることなく、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手（以下「医師等」という。）及び病院、診療所、介護老人保健施設その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）（以下これらを総称して「医療提供施設等」という。）から、良質かつ適切な医療の提供を受ける権利を有し、機会を保障されるものとする。

2 合理的配慮義務

医療提供施設等は、次に掲げる行為を行う義務を負う。

- (1)医療を提供するにあたり、障がいのある人が医療の内容を理解し、その提供を受けることを容易にするため、適切な情報伝達方法を使用すること。
- (2)障がいのある人が医療の内容を理解するために必要とする補助者の付添いを承諾すること。
- (3)医療を提供するにあたり、障がいのある人が医療を受けるために必要な補助機器及び人的援助を提供すること。
- (4)医療の提供に関する運用、方針又は手続が障がいのある人に対して相当の不利益を及ぼしている場合において、その不利益を除去するための施策を講じること。
- (5)その他、障がいのある人の医療の提供を受ける権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行うこと。

3 差別の定義

医療に関する差別とは、次に掲げるものをいうものとする。

- (1)医療提供施設等が、次の行為を行うこと。
障がいを理由として、医療の提供を拒否若しくは制限し、又は医療の提供について不利益な取扱いを行うこと。
障がいを理由として、障がいのある人の自発的意思に基づかない医療行為、矯正治療その他の医療に関連した行為を強制すること(他の法律に別段の定めがある場合を除く。)
- (2)医療提供施設等が、2の合理的配慮義務に違反すること。

4 適用除外

- (1)3(1)と(2)は、人の生命、身体、財産の保護のためやむを得ないと認められる場合は、適用しない。
- (2)3(2)は、医療提供施設等において、著しい困難又は出費がおる場合は、適用しない。
- (3)(1)(2)に規定する事由の具体的内容は、障がいのある人の権利委員会が別に規則で定めるものとする。
- (4)(2)の「著しい困難又は出費」の有無は、第3、4(4)と同じものとする。

5 差別の推定

医療提供施設等が、医療の提供に関し、障がいのある人をそうでない人と比較して不利益に取り扱ったときは、当該行為は障がいを理由として行われたものと推定するものとする。

6 医療提供施設の医師等研修義務

医療提供施設は、障がいのある人が良質かつ適切な医療の提供を受けることができるようにするために、医師等に対し、障がいに関する理解を深めるために必要な研修を行わなければならない。

第9 不動産

1 不動産を取得し、居住し、利用する権利

何人も、障がいを理由として、いかなる差別を受けることなく、不動産を取得し、居住し、利用する権利を有し、その機会を保障されるものとする。

2 合理的配慮義務

- (1)不動産の売買、交換又は貸借(以下「不動産の売買等」という。)を行う権限を有する者(不動産の売買等の許可又は同意を与える権限を有する者を含む。)及びその代理又は媒介等を行う者は、不動産の売買等に関する契約を締結するにあたり、障がいのある人が契約内容を理解することを容易にするため、適切な情報伝達方法を使用する義務を負う。
- (2)不動産を管理する者(その者が当該不動産の所有者でないときは、その者及び当該不動産の所有者)は、当該不動産の構造又は設備が障がいのある人に対して相当の不利益を及ぼしている場合において、その不利益を除去するために必要な限度で、当該不動産の改造を行うことを承諾する義務を負う。
- (3)不動産の売買等を行う権限を有する者、その代理又は媒介等を行う者及び不動産を管理する者は、(1)(2)の他、障がいのある人の不動産を取得及び利用する権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行う義務を負う。

3 差別の定義

不動産の取得、居住、利用における差別とは、次に掲げるものをいうものとする。

- (1) 2 (1)の者が、障がい理由として、不動産の売買等につき、契約締結を拒否若しくは制限し、又は契約締結について不利益な取扱いを行うこと。
- (2) 2 (2)の者が、障がい理由として、不動産の居住、利用又はこれらに付随するサービスについて不利益な取扱いを行うこと。
- (3) 2 の合理的配慮義務に違反すること。

4 適用除外

- (1) 3 は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

当該不動産が小規模居住用建物である場合

人の生命、身体、財産の保護のためやむを得ない必要がある場合

- (2) 3 (3)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しないものとする。

2 (2)の改造が当該不動産の構造上の安全性に影響を及ぼす場合

2の者において著しい困難又は出費がある場合

- (3)(1)(2)に規定する事由の具体的内容は、障がいのある人の権利委員会が別に規則で定めるものとする。

- (4)(2) の「著しい困難又は出費」の有無は、第3、4(4)と同じものとする。

5 差別の推定

不動産の売買等を行う権限を有する者、その代理又は媒介等を行う者及び不動産を管理する者が、不動産の取得又は居住、利用に関し、障がいのある人をそうでない人と比較して不利益に扱ったときは、当該行為は障がい理由として行われたものと推定するものとする。

6 準用

第9の規定(但し、合理的配慮義務の規定は除く)は、その性質に反しない限り、不動産の売買等を行う権限を有する者、その者から不動産の売買等の代理若しくは媒介を依頼された者又は不動産を管理する者と、障がいのある人の親族、同居人、支援団体その他の当該障がいのある人と密接な関係を有する者との関係に準用するものとする。

第10 参政権

1 参政権

何人も、障がい理由として、いかなる差別を受けることなく、次に掲げる行為を行う権利を有し、その機会を保障されるものとする。

- (1) 衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長(以下「公職」という。)の選挙において投票し、選挙されること。

- (2) 最高裁判所裁判官の任命に関する国民の審査において投票すること。

- (3) 一の地方公共団体のみに適用される特別法に関する当該地方公共団体の住民投票において投票すること。

- (4) 日本国憲法の改正に関する国民投票において投票すること。

- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章に規定する直接請求を行うこと。

- (6) 損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し請願すること。

- (7) 前各号に掲げる行為を秘密に、かつ自由な意思に基づいて行うこと。

- (8) 自らが選択する情報伝達方法により、(1)から(6)までに掲げる事項に関する情報の提供を要求し、情報を受領及び利用し並びに自ら情報を発信すること。

- (9) 国及び地方公共団体の公務に携わること。

2 合理的配慮義務

- (1) 国及び地方公共団体は、次に掲げる行為を行う義務を負う。

障がいのある人に対して、投票所への移動の保障その他投票の機会を現実に保障する措置を講じること。

選挙に関する事務を行う際、障がいのある人が1の権利を行使することを容易にするため、適切な情報伝達方法を使用すること。

- (2) 選挙管理委員会は、次に掲げる行為を行う義務を負う。

投票所における段差の解消、車いす利用者のための投票台の設置、視覚に障がいのある人のための点字板又は照明員の設置その他投票所における障がいのある人の負担を軽減するために利用可能な物理的環境を提供すること。

選挙公報等において障がいのある人が1の権利を行使することを容易にするため、適切な情報伝達方法を使用すること。

(3)選挙運動を行う者は、障がいのある人が1(8)に規定する各行為を行うことを容易にするため、適切な情報伝達方法を使用する義務を負う。

(4)政見放送及び経歴放送を行う者は、障がいのある人が1の権利を行使することを容易にするため、適切な情報伝達方法を使用する義務を負う。

(5)(1)から(4)の者は、その他、障がいのある人の参政権を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行う義務を負う。

3 差別の定義

参政権に関する差別とは、次に掲げるものをいうものとする。

(1)障がいを理由として、1の権利を剥奪若しくは制限し、又はこれについて不利益な取扱いを行うこと。

(2)2(1)から(4)の者が、各々の合理的配慮義務に違反すること。

4 差別の推定

2(1)から(4)の者が、参政権の行使に関し、障がいのある人をそうでない人と比較して不利益に取り扱ったときは、当該行為は障がいを理由として行われたものと推定するものとする。

5 選挙管理委員会の職員研修義務

選挙管理委員会は、職員研修を実施し、研修を経た職員を相当数配置するものとする。

第11 司法

1 裁判を受ける権利等

(1)何人も、障がいを理由として、いかなる差別を受けることなく、裁判所において裁判を受け、裁判外紛争解決手続(訴訟手続)によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続を言う。(以下同じ。)を利用し、又はこれらを含む司法関係手続に参加する権利を有し、その機会を保障されるものとする。

(2)何人も、障がいを理由として、いかなる差別を受けることなく、適正な刑事手続を受ける権利を有するものとする。

(3)何人も、障がいを理由として、いかなる差別を受けることなく、刑事施設、少年院又は少年鑑別所において適正な処遇を受ける権利を有するものとする。

(4)何人も、障がいを理由として、いかなる差別を受けることなく、弁護士その他適切な補助者を選任する権利を有し、その機会を保障されるものとする。

2 合理的配慮義務

(1)裁判所、検察庁、警察署並びに裁判官、裁判所書記官、裁判所調査官、裁判所事務官その他の裁判所職員(以下「裁判官等」とい引、検察官、検察事務官その他の検察庁職員(以下「検察官等」とい引、及び警察官その他の警察職員(以下「警察官等」とい引、次に掲げる行為を行う義務を負う。

障がいのある人が裁判の内容を理解することを容易にするため、適切な情報伝達方法を使用し、裁判の言渡し、裁判に関する事務、公判手続、令状の呈示、黙秘権の告知、取調べ、勾留質問その他の手続を行うこと。

適切な情報伝達方法を使用しても障がいのある人が当該裁判手続の意味又は内容を十分に理解することができない場合において、当該障がいのある人に対して弁護士その他適切な補助者を付すること。

裁判の運用、方針又は手続が障がいのある人に対して相当の不利益を及ぼしている場合において、その不利益を除去するための施策を講じること。

その他、障がいのある人の司法関係手続に参加する権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行うこと。

(2)刑事施設、少年院又は少年鑑別所及び法務事務官その他の刑事施設等の職員(以下「法務事

務官等」とい引け、次に掲げる行為を行う義務を負う。

障がいのある人が抑留又は拘禁の意味及び内容を理解することを容易にするため、適切な情報伝達方法を使用すること。

障がいのある人に対して、その障がいの種類・程度に応じた処遇を行うこと。

抑留又は拘禁に関する運用、方針、又は手続における不利益を除去するための施策を講じること。

その他、障がいのある人の適正な刑事手続及び処遇を受ける権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行うこと。

3 差別の定義

司法における差別とは、次に掲げるものをいうものとする。

(1)裁判所、検察庁、刑事施設等、弁護士会若しくは司法書士会（以下「司法機関」という。）又は裁判官等、検察官等、警察官等、法務事務官等、弁護士、弁護士会の職員（以下「弁護士等」という。）若しくは司法書士、司法書士の職員（以下「司法書士等」という。）が、障がいを理由として、1の権利を剥奪若しくは制限し、又はこれについて不利益な取扱いを行うこと。

2の者が、各々の合理的配慮義務に違反すること。

4 差別の推定

司法機関又は裁判官等、検察官等、警察官等、法務事務官等、弁護士等若しくは司法書士等が、司法関係手続、刑事手続及び刑事施設等における処遇に関し、障がいのある人をそうでない人と比較して不利益に取り扱ったときは、当該行為は障がいを理由として行われたものと推定するものとする。

5 裁判の傍聴

(1)裁判所は、障がいを理由として、裁判の傍聴を拒否してはならないものとする。

(2)裁判所及び裁判官等は、障がいのある人が裁判を傍聴し、その内容を理解することを容易にするための、補助犬使用や適切な情報伝達方法の使用を妨げてはならない。

6 裁判所等の人的設備充実義務

(1)裁判所は、障がいのある人が司法関係手続を利用することを容易にするために、障がいに関する専門的な知識及び技術を有する専門職員を養成し、職務に従事させなければならない。

(2)裁判所、検察庁、警察署、刑事施設等、弁護士会及び司法書士会は、裁判官等、検察官等、警察官等、法務事務官等、弁護士等及び司法書士等に対し、障がいに関する理解を深めるために必要な研修を行わなければならない。

7 準用

2ないし6は、裁判外紛争解決機関、検察審査会、保護策家所の行う保護観察に、その性質に反しない限り準用するものとする。

第12 実施機関

1 障がいのある人の権利委員会の設置及び所轄事務

(1)内閣府に、この法律の適正な実施を任務とする障がいのある人の権利委員会（以下「本委員会」という。）を設置するものとする。

(2)本委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

規則の制定

解釈指針及び実務指針の策定

立法及び行政に関する提言

実施状況の調査

国民に対する広報及び啓発

公務に携わる者に対する教育及び指導

相談

差別を受けたものが行う裁判手続又は救済機関での手続に必要とされる弁護士その他の適切な補助者の斡旋、その他の援助

その他この法律を実施するために必要な事務

2 委員会の構成

(1)本委員会は、委員15人で組織するものとする。

(2)本委員会の委員は、障がいのある人の権利に関して高い識見を有する者であって、学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するものとする。但し、委員のうち8名は、障がいのある人を任命するものとする。

3 事務局の設置

本委員会には事務局を置き、その地方機関として、都道府県に地方事務所を置くものとする。

障害者権利条約政策こんだん会の活動について

「障害者差別禁止法制」への対応の課題を検討主題として2009年9月から2010年3月、標記検討会を開催した。

1. 検討会設置の目的 以下に関する障連協・きょうされん等の立場を明確にして9月に結成される大阪障害フォーラム(ODF)の活動においてイニシアチブを発揮するとともに、民主党政権で発足予定の「障がい者制度改革推進本部」等への政策的対応の基本的立場を明確にする。

障害者権利条約による差別の定義に対する評価
障害者差別禁止法・障害者差別禁止条例制定の是非
制定を是とする場合の法・条例の留意点と課題
「障害者政策研究全国実行委員会」作成「第三次案」の評価
その他

2. 検討委員

障害者(児)を守る全大阪連絡協議会

中内福成、塩見洋介、井上泰司、荒木勝司、山口剛

きょうされん大阪支部

川畑浩正、石本悦二、雨田信幸

大阪市立障害児学校教職員組合

実森幸生

研究者

山本敏貢(大阪千代田短期大学副学長)

瀧澤仁唱(桃山学院大学教授)

3. 検討会

第1回検討会	2009年10月	1日(木)	午後7時~9時
第2回検討会	2009年11月	8日(日)	午後1時~5時
第3回検討会	2009年12月	23日(祝)	午後1時~5時
第4回検討会	2010年	1月11日(祝)	午後1時~5時
第5回検討会	2010年	3月13日(土)	午後1時~5時
第6回検討会	2010年	4月3日(土)	午後1時~5時

会場はいずれも大阪障害者センター会議室